

I & Iプラン21

市川市 第二次基本計画
第三次実施計画

(2017~2019年度)

第 3 次



はじめに

わが国は本格的な人口減少時代を迎えており、国は、少子高齢化という構造的な課題への取り組みを本格的に展開しています。

このような状況の中、各地方自治体においては、地域の特性を活かした取り組みにより、持続可能なまちづくりを進めております。

本市においては、より多くの人々に、「住み続けたい」と感じていただけるよう、まちの魅力向上につながる取り組みを推進し、第二次基本計画の目標である「安心で 快適な 活力のあるまちへ」の実現を目指しております。

基本計画を実行するために、これまで第一次、第二次実施計画を策定し、福祉や子育てなどの施策や美しい景観形成に取り組み、文化や歴史、自然など本市が持つ魅力を高めてまいりました。

その結果、現在、本市の人口は増加傾向を堅持しておりますが、将来的な人口の減少や人口構成の変化が想定され、その対応が求められております。

そこで、今回策定しました第三次実施計画においては、社会の動向、地域の特性、さらには市民の意向を考慮し、本市の行政課題に直結する優先度の高い事業を中心に選定しました。

特に、「子育て」「保健・医療」「高齢者福祉」「道路・交通」「交通安全」「防犯」「危機管理」などの分野については、市民の関心も高いことから、重点的に取り組んでまいります。

魅力あふれるまちを次世代に引き継ぐことができるよう、市民や自治会、NPO、企業、大学などあらゆる分野の皆さまと共に、質の高いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまの一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり熱心にご審議くださいました総合計画審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

市川市長 大久保 博



目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1 第三次実施計画の策定にあたって | P1 |
| 1.1 実施計画の位置づけ | P3 |
| 1.2 実施計画策定の基本的な考え方 | P7 |
| 1.3 実施計画の前提 | P9 |
| 2 第三次実施計画事業 | P11 |
| 2.1 実施計画事業一覧 | P12 |
| 2.2 計画書の見方 | P19 |
| 基本目標1 真の豊かさを感じるまち | P21 |
| (重点事業) 01 子育て世代包括支援事業 | P23 |
| (基礎的事業)・2.5次救急医療運営事業 | P24 |
| (基礎的事業)・妊婦乳児健康診査事業 | P24 |
| (基礎的事業)・乳児家庭全戸訪問事業 | P24 |
| (基礎的事業)・予防接種事業 | P25 |
| (重点事業) 02 児童虐待対策事業 | P26 |
| (重点事業) 03 ひとり親家庭自立支援事業 | P27 |
| (重点事業) 04 保育士確保対策事業 | P28 |
| (重点事業) 05 保育園整備計画事業 | P29 |
| (基礎的事業)・ひとり親家庭医療費助成事業 | P30 |
| (基礎的事業)・こども発達相談室事業 | P30 |
| (基礎的事業)・私立幼稚園預かり保育事業 | P30 |
| (基礎的事業)・ファミリー・サポート・センター事業 | P31 |
| (基礎的事業)・子ども医療費助成事業 | P31 |
| (重点事業) 06 地域ケアシステム推進事業 | P32 |
| (基礎的事業)・民生委員活動事業 | P33 |
| (基礎的事業)・避難行動要支援者対策事業 | P33 |
| (重点事業) 07 地域生活支援事業(相談支援事業) | P34 |
| (基礎的事業)・自立・就労のための訓練支援事業 | P35 |
| (基礎的事業)・障害者手当支給事業 | P35 |
| (基礎的事業)・日常生活の支援、補装具・日常生活用具の支援事業 | P35 |
| (基礎的事業)・医療費助成事業 | P36 |
| (基礎的事業)・地域活動支援センター事業、啓発事業 | P36 |
| (重点事業) 08 一般介護予防事業 | P37 |
| (重点事業) 09 認知症対策事業 | P38 |
| (基礎的事業)・シルバー人材センター事業 | P39 |
| (基礎的事業)・地域包括支援センター運営事業 | P39 |
| (基礎的事業)・介護保険事業 | P39 |
| (重点事業) 10 生活困窮者自立支援事業 | P40 |

| | | |
|----------------------------------|-------|-----|
| (基礎的事業)・生活保護事業 | | P41 |
| (基礎的事業)・市営住宅営繕事業 | | P41 |
| (重点事業) 11 北市川運動公園整備・運営事業 | | P42 |
| (基礎的事業)・「夢の教室」運営事業 | | P43 |
| (基礎的事業)・スポーツ指導者育成事業 | | P43 |
| (重点事業) 12 校内塾・まなびくらぶ事業 | | P44 |
| (重点事業) 13 コミュニティ・スクール推進事業 | | P45 |
| (重点事業) 14 教育相談事業 | | P46 |
| (重点事業) 15 義務教育学校整備事業 | | P48 |
| (重点事業) 16 放課後保育クラブ運営事業 | | P49 |
| (基礎的事業)・英語教育・国際理解教育推進事業 | | P50 |
| (基礎的事業)・社会科副読本等製作事業 | | P50 |
| (基礎的事業)・家庭教育学級運営事業 | | P50 |
| (基礎的事業)・少人数学習等担当補助教員事業 | | P51 |
| (基礎的事業)・学校施設トイレ改修事業 | | P51 |
| (重点事業) 17 公民館主催講座活動事業 | | P52 |
| (基礎的事業)・図書館運営事業 | | P53 |
| (基礎的事業)・いちかわ市民アカデミー講座事業 | | P53 |
| (重点事業) 18 若年者等就労支援事業 | | P54 |
| (基礎的事業)・雇用促進事業 | | P55 |
| (基礎的事業)・消費生活センター相談及び啓発事業 | | P55 |
| (重点事業) 19DV対策事業 | | P56 |
| (基礎的事業)・人権啓発事業 | | P57 |
| (基礎的事業)・男女共同参画センター講座事業 | | P57 |
| (基礎的事業)・平和啓発事業 | | P57 |
| <hr/> | | |
| 基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち | | P59 |
| (重点事業) 20 「市川の文化人展」等事業 | | P61 |
| (基礎的事業)・市民会館管理運営事業 | | P62 |
| (重点事業) 21 行徳地区の歴史と文化をいかしたまちづくり事業 | | P63 |
| (基礎的事業)・市史編さん事業 | | P64 |
| (重点事業) 22 いちかわ ふらり まち歩き事業 | | P65 |
| (基礎的事業)・観光イベント振興事業 | | P66 |
| (基礎的事業)・アイ・リンクタウン展望施設運営事業 | | P66 |
| (基礎的事業)・多文化共生推進事業 | | P66 |
| <hr/> | | |
| 基本目標 3 安全で快適な魅力あるまち | | P67 |
| (重点事業) 23 防災用品備蓄事業 | | P69 |
| (重点事業) 24 地域防災力強化事業 | | P70 |
| (基礎的事業)・消防活動車両整備事業 | | P71 |
| (重点事業) 25 公共下水道整備雨水事業 | | P72 |
| (重点事業) 26 蓋架柵渠(ふたかけさつきよ)改修事業 | | P73 |

| | | |
|--------------------------------|------------|------|
| (基礎的事業)・排水路整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P74 |
| (重点事業) 27 防犯対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P75 |
| (基礎的事業)・青色防犯パトロール推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P76 |
| (重点事業) 28 橋りょう長寿命化計画事業 | ・・・・・・・・・・ | P77 |
| (重点事業) 29 まごころ道路整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P78 |
| (基礎的事業)・道路パトロール補修事業 | ・・・・・・・・・・ | P79 |
| (基礎的事業)・自転車安全利用啓発事業 | ・・・・・・・・・・ | P79 |
| (基礎的事業)・狭あい道路対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P79 |
| (重点事業) 30 交通バリアフリー推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P80 |
| (重点事業) 31 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P81 |
| (基礎的事業)・千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出審査 | ・・・・・・・・・・ | P82 |
| (重点事業) 32 都市計画道路 3・4・1 2 号整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P83 |
| (重点事業) 33 都市計画道路 3・6・3 2 号整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P84 |
| (基礎的事業)・放置自転車対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P85 |
| (基礎的事業)・コミュニティバス運行事業 | ・・・・・・・・・・ | P85 |
| (重点事業) 34 公共下水道整備汚水事業 | ・・・・・・・・・・ | P86 |
| (基礎的事業)・下水道総合地震対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P87 |
| (基礎的事業)・下水道施設長寿命化対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P87 |
| (重点事業) 35 耐震診断・改修助成事業 | ・・・・・・・・・・ | P88 |
| (重点事業) 36 空き家対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P89 |
| (基礎的事業)・マンション管理支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P90 |
| (基礎的事業)・危険コンクリートブロック塀等除去事業 | ・・・・・・・・・・ | P90 |
| (基礎的事業)・あんしん住宅推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P90 |
| (重点事業) 37 庁舎整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P91 |
| (基礎的事業)・公共施設マネジメント事業 | ・・・・・・・・・・ | P92 |
| (重点事業) 38 J R 武蔵野線沿線まちづくり事業 | ・・・・・・・・・・ | P93 |
| (重点事業) 39 塩浜地区整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P94 |
| (基礎的事業)・都市計画制度の運用 | ・・・・・・・・・・ | P95 |
| (重点事業) 40 都市景観形成事業 | ・・・・・・・・・・ | P96 |
| (基礎的事業)・景観法に基づく届出・確認制度 | ・・・・・・・・・・ | P97 |
| (重点事業) 41 女性起業家支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P98 |
| (重点事業) 42 地域ブランド活性化事業 | ・・・・・・・・・・ | P100 |
| (基礎的事業)・中小企業融資制度 | ・・・・・・・・・・ | P101 |
| (重点事業) 43 施設園芸支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P102 |
| (基礎的事業)・都市農業振興支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P103 |
| (基礎的事業)・体験農園事業 | ・・・・・・・・・・ | P103 |
| (重点事業) 44 市川漁港整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P104 |
| (基礎的事業)・魚食文化フォーラム事業 | ・・・・・・・・・・ | P105 |
| 基本目標 4 人と自然が共生するまち | ・・・・・・・・・・ | P107 |
| (重点事業) 45 生物多様性等推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P109 |

| | | |
|---------------------------|------------|------|
| (基礎的事業)・自然環境管理事業 | ・・・・・・・・・・ | P110 |
| (重点事業) 46 小塚山公園整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P111 |
| (基礎的事業)・斜面緑地崩壊対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P112 |
| (基礎的事業)・公園施設維持管理事業 | ・・・・・・・・・・ | P112 |
| (基礎的事業)・青空こども広場整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P112 |
| (基礎的事業)・三番瀬の保全・再生 | ・・・・・・・・・・ | P113 |
| (重点事業) 47 地球温暖化対策推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P114 |
| (基礎的事業)・スマートハウス普及促進事業 | ・・・・・・・・・・ | P115 |
| (重点事業) 48 大気汚染対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P116 |
| (基礎的事業)・水質汚濁防止対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P117 |
| (基礎的事業)・市民マナー条例推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P117 |
| (重点事業) 49 ごみ発生抑制等啓発事業 | ・・・・・・・・・・ | P118 |
| (基礎的事業)・循環的利用推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P119 |
| (基礎的事業)・ごみ収集運搬及び不適正排出対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P119 |

| | | |
|------------------------------|------------|------|
| 基本目標 5 市民と行政がともに築くまち | ・・・・・・・・・・ | P121 |
| (基礎的事業)・大学との連携(包括協定推進事業) | ・・・・・・・・・・ | P123 |
| (基礎的事業)・e-モニター制度運営事業 | ・・・・・・・・・・ | P123 |
| (重点事業) 50 シティセールス事業 | ・・・・・・・・・・ | P124 |
| (基礎的事業)・広報紙発行事業 | ・・・・・・・・・・ | P125 |
| (基礎的事業)・SNS活用事業 | ・・・・・・・・・・ | P125 |
| (基礎的事業)・保存文書整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P125 |
| (基礎的事業)・情報公開・個人情報保護事業 | ・・・・・・・・・・ | P125 |
| (重点事業) 51 自治会総合支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P126 |
| (重点事業) 52 いちかわ市民活動サポート事業 | ・・・・・・・・・・ | P127 |
| (基礎的事業)・ボランティア活動等支援事業 | ・・・・・・・・・・ | P128 |
| (基礎的事業)・職員への法務情報の発信 | ・・・・・・・・・・ | P129 |
| (基礎的事業)・職員研修の実施 | ・・・・・・・・・・ | P129 |
| (基礎的事業)・行財政改革の推進 | ・・・・・・・・・・ | P129 |
| (基礎的事業)・公共施設の整備・運営に関するPPPの推進 | ・・・・・・・・・・ | P129 |
| (基礎的事業)・総合市民相談事業 | ・・・・・・・・・・ | P130 |
| (基礎的事業)・パスポート発給事業 | ・・・・・・・・・・ | P130 |
| (基礎的事業)・納税環境整備事業 | ・・・・・・・・・・ | P130 |
| (基礎的事業)・広域行政推進事業 | ・・・・・・・・・・ | P131 |
| (基礎的事業)・個人番号カード普及事業 | ・・・・・・・・・・ | P131 |
| (基礎的事業)・情報システム運用管理事業 | ・・・・・・・・・・ | P131 |
| (基礎的事業)・情報セキュリティ強化対策事業 | ・・・・・・・・・・ | P131 |

| | | |
|---------------|------------|------|
| 3 第三次実施計画の進め方 | ・・・・・・・・・・ | P133 |
|---------------|------------|------|

| | | |
|---------------------------------|------------|------|
| 1. 実施計画の進行管理について | ・・・・・・・・・・ | P135 |
| 2. 実施計画および実施計画期間における基本計画の評価について | ・・・・・・・・・・ | P135 |

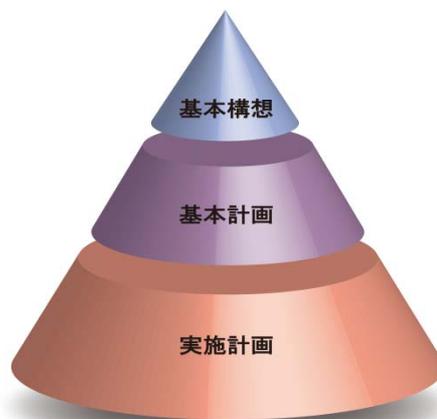
1 第三次実施計画の策定にあたって

1. 実施計画の位置づけ

市川市総合計画は、基本構想が平成12年12月に市議会の議決を経て定められ、基本計画は平成13年3月に策定されました。基本構想は、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像として定め、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：平成37年）を目標年度としています。

また、基本計画は、基本構想を具現化するための基本的な施策を定めるもので、平成13年度（2001年度）から平成22年度（2010年度）の10年間を計画期間とする第一次基本計画のもと、これまでに第一次実施計画（計画期間2001～2005年度）、第二次実施計画（2006～2008年度）、第三次実施計画（2008～2010年度）を推進してきました。

現在は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）を計画期間とする第二次基本計画のもとで、施策を実現するための事業を定めた、第三次実施計画（計画期間2017～2019年度）を推進しています。

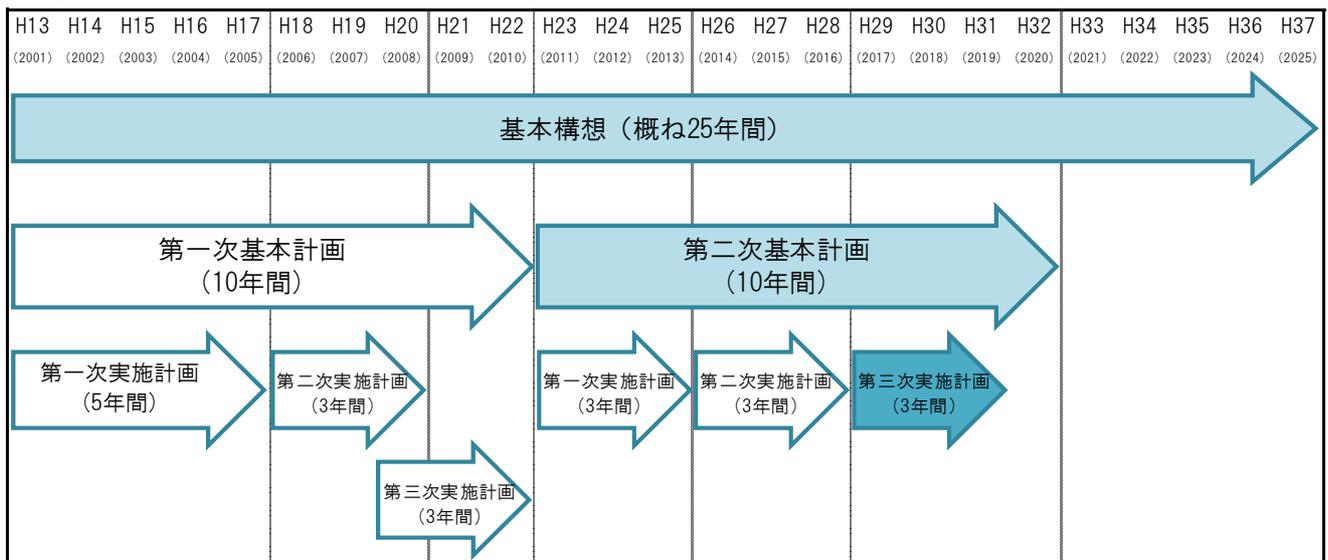


基本構想（計画期間概ね25年）
●本市の目指すべき将来都市像や基本目標を定めています

基本計画（計画期間10年）
●基本構想を具現化するための基本的な施策を定めています

実施計画（計画期間3年）
●基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています

■計画期間



■ 第二次基本計画 施策の体系

【基本目標1 真の豊かさを感じるまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|------------------------------------|--------------|--|
| 1. 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくりまします | 1. 保健・医療 | 1. 地域における医療環境の充実 2. 健康づくりの推進 3. 公衆衛生の推進 |
| | 2. 子育て | 1. 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 2. 地域における子育て支援 |
| | 3. 地域福祉 | 1. 支え合い社会への意識変革 2. 地域への参加と交流の体制づくり 3. 地域の安心と信頼の向上 |
| | 4. 障害者福祉 | 1. 社会参加の促進 2. 生活支援の充実 3. 医療・リハビリテーションの支援 4. 地域の理解・支援の促進 |
| | 5. 高齢者福祉 | 1. 介護予防と生きがいづくりの充実 2. 介護サービス及び生活支援サービスの充実 |
| | 6. 社会保障・住まい | 1. 安心して暮らせる社会保障の充実 2. 住まいの安心・安全への支援 |
| | 7. スポーツ | 1. スポーツ環境の充実 |
| 2. 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます | 1. 子どもの教育 | 1. 子どもの育成（子どもの姿） 2. 家庭・学校・地域の連携（家庭・学校・地域の姿） 3. 教育環境の整備・充実（市川の教育の姿） |
| 3. 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくりまします | 1. 生涯学習 | 1. 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 |
| 4. 誰もが安心して働くことができる環境をつくりまします | 1. 雇用・労働 | 1. 就労の支援 2. 労働環境の向上 |
| | 2. 消費生活 | 1. 自立して、考え、行動する消費者の育成 2. 消費者被害の救済 |
| 5. 人権を尊重し、世界平和に貢献します | 1. 人権・男女共同参画 | 1. 人権尊重社会の実現 2. 男女共同参画社会の実現 |
| | 2. 平和 | 1. 平和意識の高揚 2. 国際平和のための活動の促進と支援 |

【基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|----------------------------|----------|---|
| 1. 芸術・文化を身近に感じるまちをつくりまします | 1. 芸術・文化 | 1. 豊かな心を育む文化活動の支援 |
| 2. 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします | 1. 文化的資産 | 1. 地域を彩る文化的資産の保全・活用 |
| 3. 暮らしの中で「まちの文化」を育みます | 1. 文化の創造 | 1. 新たな「まちの文化」の構築 2. 新たな文化的資源の創出と情報発信 3. 多文化共生のまちづくり |

【基本目標3 安全で快適な魅力あるまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|------------------------------|---------------|--|
| 1. 安全で安心して暮らせるまちをつくりまします | 1. 危機管理・消防 | 1. 危機管理体制の強化 2. 消防力の強化 |
| | 2. 治水 | 1. 水害のないまち 2. 水害に対する意識の啓発 |
| | 3. 防犯 | 1. 防犯まちづくりの推進 |
| | 4. 交通安全 | 1. 道路の安全性の向上 2. 適切な自動車交通の誘導 3. 交通安全に関する意識啓発 |
| 2. 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます | 1. ユニバーサルデザイン | 1. まちのユニバーサルデザイン化 2. 公益施設のユニバーサルデザイン化 |
| | 2. 道路・交通 | 1. 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 2. 鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消 3. 快適な歩行者自転車空間づくり 4. 公共交通の充実 5. 道路の管理 |
| | 3. 下水道 | 1. 水環境の良好な保全と整備 |
| | 4. 住宅・住環境 | 1. 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 2. 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現 |
| | 5. 公共施設 | 1. 公共施設等の有効的、効率的な活用 |

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|--|---------|--|
| 3. 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります | 1. 土地利用 | 1. 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 2. 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 3. 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり |
| | 2. 景観 | 1. 「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成 2. まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成 |
| 4. 産業を振興し、活力あるまちをつくります | 1. 商工業 | 1. 商工業の活性化 2. 適正な計量の推進 3. 食品流通の円滑化 |
| | 2. 都市農業 | 1. 環境に配慮した農業の推進 2. 活力に満ちた農業の推進 3. 市民に親しまれる農業の推進 |
| | 3. 水産業 | 1. 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 2. 市民と共存する都市型水産業の振興 |

【基本目標 4 人と自然が共生するまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|------------------------------|------------|--|
| 1. 自然を大切に、やすらぎと潤いのあるまちをつくります | 1. 自然環境 | 1. 生物多様性の確保 2. 自然とふれあえる機会づくり |
| | 2. 公園・緑地 | 1. 地域の緑の保全と活用 2. 魅力ある公園の提供 3. 花と緑が豊かなまちづくり 4. 水と緑のネットワークの形成 |
| | 3. 河川・水辺 | 1. 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 2. 親しみのある水辺空間の創造 |
| 2. 環境への負荷の少ないまちをつくります | 1. 地球環境 | 1. 地球環境問題への理解と意識の醸成 2. 地球温暖化への対応 |
| | 2. 生活環境 | 1. 身近な環境の保全 2. 市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持 |
| 3. 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります | 1. 資源循環型社会 | 1. 3Rの推進 2. 廃棄物の適正処理の推進 |

【基本目標 5 市民と行政がともに築くまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|--------------------------------|------------------|---|
| 1. 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります | 1. 協働・市民参加 | 1. 協働によるまちづくりの推進 2. 市民参加の推進 |
| | 2. 情報の発信・提供 | 1. 市民と行政の情報の共有化 2. 公文書の正確、迅速な取り扱い 3. 情報公開の一層の推進 |
| 2. まちづくりのための新しいコミュニティをつくります | 1. 地域コミュニティ・市民活動 | 1. 地域コミュニティの活性化 2. 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生 |
| 3. 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します | 1. 政策展開 | 1. 情報の収集と整備 2. 法務能力の向上 3. 施策の評価と反映 |
| | 2. 行政体制 | 1. 適正な人事管理 2. 定員の適正化 3. 民間活力の活用 4. 公正性、効率性の確保 |
| | 3. 窓口・相談機能 | 1. 市民相談機能の充実 2. 窓口サービスの充実 |
| | 4. 財政運営 | 1. 財政健全化の推進 2. 自主財源の充実・確保 |
| | 5. 広域行政 | 1. 広域行政の推進 |
| 4. 情報通信技術を市民生活の向上に活かします | 1. 情報化 | 1. 電子行政サービスの刷新と拡充 2. ICTを活かした行政事務の効率化の推進 3. 情報システムの安全性の強化 |

2. 実施計画策定の基本的な考え方

(1) 計画期間

第二次基本計画の計画期間は、平成 23 年度 (2011 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) の 10 年間で定められています。

第三次実施計画の計画期間は、基本計画に示された施策の課題について社会的、経済的な変化に柔軟に対応しながら積極的に取り組んでいくため、平成 29 年度 (2017 年度) から平成 31 年度 (2019 年度) までの 3 年間とします。

(2) 事業選定の考え方

第三次実施計画では、限られた予算の適正配分・有効化の指針となることを目的として、これまでの実施計画以上に事業の重点化に留意し、実施計画事業として、重点事業と基礎的事業の 2 段階選定を行うこととしました。

なお、事業選定にあたっての施策間の重みづけなどは、第二次実施計画の総合評価書から、市民意向調査による施策の満足度・優先度を参考に考慮することとしました。

① 重点事業

重点事業とは、計画に位置付ける事業のうち、計画事業費および数値目標により進行管理を行う事業を優先度の高い事業に重点化することで、予算を効果的に管理・執行することを目的とする事業とします。重点事業の考え方は以下のとおりとします。

■重点事業の考え方

- ・第二次基本計画の 273 の施策の小分類のうち、優先度の高い重要施策のなかから選定を行う
- ・重要施策に位置付く予算事務事業のなかから、市で推進できる事業 (市単独事業または法律に定めのある事業のうち任意または努力義務となっている事業) を基本に選定する
- ・さらに、複数の対象事業のなかから、施策ごとの行政課題に直結する優先度の高い事業を中心に選定する
- ・計画事業費および数値目標により、実施計画で進行管理を行う

② 基礎的事業

基礎的事業とは、計画に位置付ける事業のうち、市政全般の取り組みを踏まえた計画評価につなげることを目的として計画に位置付ける事業とします。基礎的事業の考え方は以下のとおりとします。

■基礎的事業の考え方

- ・事業概要を紹介し、各施策の取り組みを的確に市民へ伝え、適正な計画評価に資するものとして位置付けるものです。
- ・このため、45 の施策大分類を代表する事業を中心に、市の取り組みの大勢を把握できる基礎的で、継続的に実施している事業とします。
- ・実施計画による進行管理は行わないものとし、予算を伴わない市の取り組みも含め、広く位置付けるものとします。

(3) 数値目標等

第三次実施計画では、先の第二次実施計画（2014年度～2016年度）に引き続き、実施計画事業ごとの達成度を測るために、以下の考え方による「数値目標等」を定めています。

【数値目標の考え方】

- ・数値目標にかかる指標については、アウトプット（事業の実施量を図るもの）とします
- ・指標は概ね以下の考え方にに基づき設定するものとしました。
 - ▶ 補助金等の支給事業・・・・・・・・・・支給件数
 - ▶ 相談窓口や拠点の設置事業・・・・・・・・相談件数
 - ▶ イベント・講座等の参加機会を提供する事業・・参加者数
 - ▶ 整備事業（インフラ整備）・・・・・・・・各年度の整備延長、箇所数
 - ▶ 整備事業（公共施設建設）・・・・・・・・各年度の整備計画に対する達成率
 - ▶ 整備事業（その他、保育園等）・・・・・・・・設置箇所、定員等
- ・なお、複数の取り組みにより事業が構成されている場合には、実績値の合計または代表的な取り組みの実績により、できる限り事業全体の実施状況が把握できる指標を設定するものとします

3. 実施計画の前提

(1) 財政推計（中期財政計画）

実施計画期間内の財政推計（中期財政計画）にあたっては、過去の実績や経済動向も考慮し、今後の国・県の政策動向などを踏まえるとともに、行財政改革の推進による健全財政の改革を基本として試算したものです。

■財政規模（平成29年度～平成31年度・一般会計）

（単位：千円）

| 区分 | | 平成29年度 (当初予算) | 平成30年度 (推計) | 平成31年度 (推計) | 3ヵ年合計 |
|------|----------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| 歳入 | 市税 | 80,801,000 | 80,598,000 | 81,165,000 | 242,564,000 |
| | 国・県支出金 | 32,342,236 | 32,566,285 | 33,712,955 | 98,621,476 |
| | その他 | 31,656,764 | 28,790,920 | 31,621,351 | 92,069,035 |
| | 一般会計・歳入計 | 144,800,000 | 141,955,205 | 146,499,306 | 433,254,511 |
| 歳出 | 義務的経費 | 80,432,339 | 81,887,787 | 82,896,571 | 245,216,697 |
| | 投資的経費 | 16,312,853 | 15,115,174 | 18,152,280 | 49,580,307 |
| | その他 | 48,054,808 | 50,084,006 | 51,662,892 | 149,801,706 |
| | 一般会計・歳出計 | 144,800,000 | 147,086,967 | 152,711,743 | 444,598,710 |
| 財源不足 | | 0 | ▲5,131,762 | ▲6,212,437 | ▲11,344,199 |

| | | | | | |
|-------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算調整後 | 歳入計 | 144,800,000 | 141,687,000 | 147,012,000 | 433,499,000 |
| 財源対策後 | 歳出計 | 144,800,000 | 141,687,000 | 147,012,000 | 433,499,000 |

※区分について

- ・義務的経費：人件費・扶助費・公債費の合計
- ・投資的経費：普通建設事業費の合計
- ・その他：物件費・維持補修費・補助費等・積立金・出資金・貸付金・繰出金・予備費

※予算調整について

財源不足額の概ね70%について歳出を削減するものとして算出しています。歳出削減に伴う歳入(特定財源)の減を20%程度見込んでいます。

※財源対策について

財政調整基金の繰り入れです。

(2) 実施計画事業費

本計画で進行管理を行う重点事業の事業費合計は千円となります。

基本目標ごとの事業費およびそれに占める一般財源額は以下のとおりとなります。

■第三次実施計画事業費（重点事業・平成29年度～平成31年度）

(単位：千円)

| 基本目標 | 事業数 | 平成29年度 計画事業費 | 平成30年度 計画事業費 | 平成31年度 計画事業費 | 3カ年合計 |
|------------------------------|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 基本目標1 真の豊かさを感じる まち | 19 | 2,418,178 (1,007,309) | 3,568,918 (1,118,827) | 3,158,403 (1,090,700) | 9,145,499 (3,216,836) |
| 基本目標2 彩り豊かな文化と芸 術を育むまち | 3 | 123,630 (23,230) | 7,960 (7,960) | 7,960 (7,960) | 139,550 (39,150) |
| 基本目標3 安全で快適な魅力あ るまち | 22 | 15,524,290 (1,402,931) | 11,056,535 (1,819,570) | 14,853,017 (1,349,842) | 41,433,842 (4,572,343) |
| 基本目標4 人と自然が共生する まち | 5 | 75,958 (72,023) | 69,314 (63,079) | 217,077 (64,542) | 362,349 (199,644) |
| 基本目標5 市民と行政がともに 築くまち | 3 | 87,318 (85,669) | 59,344 (57,844) | 55,875 (54,375) | 202,537 (197,888) |
| 合計 | 52 | 18,229,374 (2,591,162) | 14,762,071 (3,067,280) | 18,292,332 (2,567,419) | 51,283,777 (8,225,861) |

※（ ）内の数値は、実施計画事業費のうち一般財源額

2 第三次実施計画事業

1. 実施計画事業一覧

基本目標 1 真の豊かさを感じるまち

《重点事業》

《基礎的事業》

■01 保健・医療

| | | | |
|----------------|---------|-----------------|---------|
| 01 子育て世代包括支援事業 | (健康支援課) | ・ 2.5 次救急医療運営事業 | (保健医療課) |
| | | ・ 妊婦乳児健康診査事業 | (健康支援課) |
| | | ・ 乳児家庭全戸訪問事業 | (健康支援課) |
| | | ・ 予防接種事業 | (疾病予防課) |

■02 子育て

| | | | |
|-----------------|------------|---------------------|----------|
| 02 児童虐待対策事業 | (子育て支援課) | ・ ひとり親家庭医療費助成事業 | (こども福祉課) |
| 03 ひとり親家庭自立支援事業 | (子育て支援課) | ・ こども発達相談室事業 | (発達支援課) |
| 04 保育士確保対策事業 | (こども施設運営課) | ・ 私立幼稚園預かり保育事業 | (こども入園課) |
| 05 保育園整備計画事業 | (こども施設計画課) | ・ ファミリー・サポート・センター事業 | (子育て支援課) |
| | | ・ 子ども医療費助成事業 | (こども福祉課) |

■03 地域福祉

| | | | |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 06 地域ケアシステム推進事業 | (地域支えあい課) | ・ 民生委員活動事業 | (地域支えあい課) |
| | | ・ 避難行動要支援者対策事業 | (地域支えあい課) |

■04 障害者福祉

| | | | |
|-------------------------|----------|---------------------------|----------|
| 07 地域生活支援事業 (相談支援事業) | (障害者支援課) | ・ 自立・就労のための訓練支援事業 | (障害者支援課) |
| | | ・ 障害者手当支給事業 | (障害者支援課) |
| | | ・ 日常生活の支援、補装具・日常生活用具の支援事業 | (障害者支援課) |
| | | ・ 医療費助成事業 | (障害者支援課) |
| | | ・ 地域活動支援センター事業、啓発事業 | (障害者支援課) |

■05 高齢者福祉

| | | | |
|-------------|-----------------|------------------|-----------|
| 08 一般介護予防事業 | (地域支えあい課) | ・ シルバー人材センター事業 | (地域支えあい課) |
| 09 認知症対策事業 | (地域支えあい課、介護福祉課) | ・ 地域包括支援センター運営事業 | (介護福祉課) |
| | | ・ 介護保険事業 | (介護福祉課) |

■06 社会保障・住まい

| | | | |
|----------------|---------|------------|---------|
| 10 生活困窮者自立支援事業 | (生活支援課) | ・ 生活保護事業 | (生活支援課) |
| | | ・ 市営住宅営繕事業 | (市営住宅課) |

《重点事業》

《基礎的事業》

■07 スポーツ

| | | | |
|-------------------|---------|--------------|---------|
| 11 北市川運動公園整備・運営事業 | (スポーツ課) | ・「夢の教室」運営事業 | (スポーツ課) |
| | | ・スポーツ指導者育成事業 | (スポーツ課) |

■08 子どもの教育

| | | | |
|--------------------|--------------|------------------|-------------|
| 12 校内塾・まなびくらぶ事業 | (指導課) | ・英語教育・国際理解教育推進事業 | (指導課) |
| 13 コミュニティ・スクール推進事業 | (教育政策課) | ・社会科副読本等製作事業 | (教育センター) |
| 14 教育相談事業 | (指導課、教育センター) | ・家庭教育学級運営事業 | (学校地域連携推進課) |
| 15 義務教育学校整備事業 | (教育政策課) | ・少人数学習等担当補助教員事業 | (義務教育課) |
| 16 放課後保育クラブ運営事業 | (青少年育成課) | ・学校施設トイレ改修事業 | (教育施設課) |

■09 生涯学習

| | | | |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 17 公民館主催講座活動事業 | (社会教育課) | ・図書館運営事業 | (中央図書館) |
| | | ・いちかわ市民アカデミー講座事業 | (社会教育課) |

■10 雇用・労働

| | | | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 18 若年者等就労支援事業 | (商工振興課) | ・雇用促進事業 | (商工振興課) |
|---------------|---------|---------|---------|

■11 消費生活

| | | | |
|---|--|-------------------|-----------|
| — | | ・消費生活センター相談及び啓発事業 | (総合市民相談課) |
|---|--|-------------------|-----------|

■12 人権・男女共同参画

| | | | |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 19DV対策事業 | (男女共同参画課) | ・人権啓発事業 | (男女共同参画課) |
| | | ・男女共同参画センター講座事業 | (男女共同参画課) |

■13 平和

| | | | |
|---|--|---------|-------|
| — | | ・平和啓発事業 | (総務課) |
|---|--|---------|-------|

基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

《重点事業》

《基礎的事業》

■14 芸術・文化

20 「市川の文化人展」等事業 (文化振興課) ・ 市民会館管理運営事業 (文化振興課)

■15 文化的資産

21 行徳地区の歴史と文化を (文化振興課) ・ 市史編さん事業 (文化振興課)
いかしたまちづくり事業

■16 文化の創造

22 いちかわ ふらり まち歩き (観光交流推進課) ・ 観光イベント振興事業 (観光交流推進課)
事業 ・ アイリンクタウン展望施設運営事業 (観光交流推進課)
・ 多文化共生推進事業 (国際交流課)

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

《重点事業》

《基礎的事業》

■ 17 危機管理・消防

| | | | |
|--------------|---------|--------------|------------|
| 23 防災用品備蓄事業 | (地域防災課) | ・ 消防活動車両整備事業 | (消防局企画管理課) |
| 24 地域防災力強化事業 | (地域防災課) | | |

■ 18 治水

| | | | |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------|
| 25 公共下水道整備雨水事業 | (河川・下水道建設課) | ・ 排水路整備事業 | (河川・下水道建設課) |
| 26 蓋架柵渠(ふたかけさつきよ)改修事業 | (河川・下水道建設課) | | |

■ 19 防犯

| | | | |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 27 防犯対策事業 | (市民安全課) | ・ 青色防犯パトロール推進事業 | (市民安全課) |
|-----------|---------|-----------------|---------|

■ 20 交通安全

| | | | |
|-----------------|---------|---------------|---------|
| 28 橋りょう長寿命化計画事業 | (道路建設課) | ・ 道路パトロール補修事業 | (道路安全課) |
| 29 まごころ道路整備事業 | (道路建設課) | ・ 自転車安全利用啓発事業 | (交通計画課) |
| | | ・ 狭あい道路対策事業 | (建築指導課) |

■ 21 ユニバーサルデザイン

| | | | |
|-----------------------|---------|-------------------------|---------|
| 30 交通バリアフリー推進事業 | (交通計画課) | ・ 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出審査 | (建築指導課) |
| 31 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | (道路建設課) | | |

■ 22 道路・交通

| | | | |
|----------------------|-----------|----------------|---------|
| 32 都市計画道路3・4・12号整備事業 | (都市計画道路課) | ・ 放置自転車対策事業 | (交通計画課) |
| 33 都市計画道路3・6・32号整備事業 | (都市計画道路課) | ・ コミュニティバス運行事業 | (交通計画課) |

■ 23 下水道

| | | | |
|----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 34 公共下水道整備汚水事業 | (河川・下水道建設課) | ・ 下水道総合地震対策事業 | (河川・下水道建設課) |
| | | ・ 下水道施設長寿命化対策事業 | (河川・下水道建設課) |

■ 24 住宅・住環境

| | | | |
|----------------|----------|----------------------|----------|
| 35 耐震診断・改修助成事業 | (建築指導課) | ・ マンション管理支援事業 | (住環境整備課) |
| 36 空き家対策事業 | (住環境整備課) | ・ 危険コンクリートブロック塀等除去事業 | (建築指導課) |
| | | ・ あんしん住宅推進事業 | (住環境整備課) |

■ 25 公共施設

| | | | |
|-----------|----------|----------------|---------|
| 37 庁舎整備事業 | (新庁舎建設課) | ・ 公共施設マネジメント事業 | (経営改革課) |
|-----------|----------|----------------|---------|

《重点事業》

《基礎的事業》

■ 26 土地利用

| | | | |
|---------------------|-----------|-------------|---------|
| 38 JR 武蔵野線沿線まちづくり事業 | (都市計画課) | ・ 都市計画制度の運用 | (都市計画課) |
| 39 塩浜地区整備事業 | (街づくり推進課) | | |

■ 27 景観

| | | | |
|-------------|-------------|------------------|-------------|
| 40 都市景観形成事業 | (まち並み景観整備課) | ・ 景観法に基づく届出・確認制度 | (まち並み景観整備課) |
|-------------|-------------|------------------|-------------|

■ 28 商工業

| | | | |
|----------------|---------|------------|---------|
| 41 女性起業家支援事業 | (商工振興課) | ・ 中小企業融資制度 | (商工振興課) |
| 42 地域ブランド活性化事業 | (商工振興課) | | |

■ 29 都市農業

| | | | |
|-------------|-------|--------------|-------|
| 43 施設園芸支援事業 | (農政課) | ・ 都市農業振興支援事業 | (農政課) |
| | | ・ 体験農園事業 | (農政課) |

■ 30 水産業

| | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 44 市川漁港整備事業 | (地域整備課) | ・ 魚食文化フォーラム事業 | (地域整備課) |
|-------------|---------|---------------|---------|

基本目標4 人と自然が共生するまち

《重点事業》

《基礎的事業》

■ 31 自然環境

45 生物多様性等推進事業 (自然環境課) ・ 自然環境管理事業 (自然環境課)

■ 32 公園緑地

46 小塚山公園整備事業 (公園緑地課) ・ 斜面緑地崩壊対策事業 (公園緑地課)
 ・ 公園施設維持管理事業 (公園緑地課)
 ・ 青空こども広場整備事業 (公園緑地課)

■ 33 河川・水辺

・ 三番瀬の保全・再生 (地域整備課)

■ 34 地球環境

47 地球温暖化対策推進事業 (環境政策課) ・ スマートハウス普及促進事業 (環境政策課)

■ 35 生活環境

48 大気汚染対策事業 (環境保全課) ・ 水質汚濁防止対策事業 (環境保全課)
 ・ 市民マナー条例推進事業 (市民安全課)

■ 36 資源循環型社会

49 ごみ発生抑制等啓発事業 (循環型社会推進課) ・ 循環的利用推進事業 (循環型社会推進課、清掃事業課)
 ・ ごみ収集運搬及び不適正排出対策事業 (清掃事業課)

基本目標5 市民と行政がともに築くまち

《重点事業》

《基礎的事業》

■ 37 協働・市民参加

—

- ・ 大学との連携(包括協定推進事業) (企画課)
- ・ e-モニター制度運営事業 (広報広聴課)

■ 38 情報の発信・提供

50 シティセールス事業 (企画課)

- ・ 広報紙発行事業 (広報広聴課)
- ・ SNS 活用事業 (広報広聴課)
- ・ 保存文書整備事業 (総務課)
- ・ 情報公開・個人情報保護事業 (総務課)

■ 39 地域コミュニティ・市民活動

51 自治会総合支援事業 (地域振興課)

- ・ ボランティア活動等支援事業 (ボランティア・NPO 課)

52 いちかわ市民活動サポート事業 (ボランティア・NPO 課)

■ 40 政策展開

—

- ・ 職員への法務情報の発信 (法務課)

■ 41 行政体制

—

- ・ 職員研修の実施 (人事課)
- ・ 行財政改革の推進 (行財政改革推進課)
- ・ 公共施設の整備・運営に関する PPP の推進 (行財政改革推進課)

■ 42 窓口・相談機能

—

- ・ 総合市民相談事業 (総合市民相談課)
- ・ パスポート発給事業 (市民課)

■ 43 財政運営

—

- ・ 納税環境整備事業 (納税・債権管理課)

■ 44 広域行政

—

- ・ 広域行政推進事業 (企画課)

■ 45 情報化

—

- ・ 個人番号カード普及事業 (市民課)
- ・ 情報システム運用管理事業 (情報システム課)
- ・ 情報セキュリティ強化対策事業 (情報システム課)

2. 計画書の見方

番号 施策の大分類名（第二次基本計画における大分類を表示）

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|-------------------------|-------------------------|--------------|-------|
| 分類 | 中分類 | (第二次基本計画における施策の中分類を表示) | | | |
| | 小分類 | (第二次基本計画における施策の中分類を表示) | | | |
| 事業名 (所管) | 番号 事業名 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| | 所管部署名 (平成 29 年 4 月 1 日現在の組織で記述) | | | | |
| 事業概要 | (事業の概要を、平成 29 年 4 月 1 日現在 (29 年度以降の新規事業は開始時点) で記述しています) | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | (29 年度当初予算における予定事業内容としています) | (計画策定時における予定事業内容としています) | (計画策定時における予定事業内容としています) | | |
| 事業費(千円) | 29 年度当初予算額、30 年度・31 年度は計画策定時における見込み額としています。 | | | | |
| | | | | | 国庫支出金 |
| | | | | | 県支出金 |
| | | | | | 市債 |
| | | | | | その他 |
| (財源内訳) | 一般財源 | | | | |
| 数値目標 | (指標の考え方については P00 参照) | | | | |
| | | | | | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | (第二次基本計画における施策の中分類を表示) | | |
| | 小分類 | (第二次基本計画における施策の中分類を表示) | | |
| 事業名 (所管) | 事業名 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| | 所管部署名 (平成 29 年 4 月 1 日現在の組織で記述) | | | |
| 事業概要 | (事業の概要を、平成 29 年 4 月 1 日現在 (29 年度以降の新規事業は開始時点) で記述しています) | | | |

※制度区分について

各事業の制度上の位置づけにより、以下の3種類の区分を標記しています。なお、事業内容により、制度区分が混在する場合には併記となっています。

①『法定事業（義務）』

- ・法律・政令により市町村に実施が義務付けられている事業
- ・『市町村は・・・すること』『市町村は・・・しなければならない』等と法律に記載のあるもの

②『法定事業（任意）』

- ・法律・政令により市町村による実施が任意または努力義務とされている事業
- ・『市町村は、・・・必要な措置の実施に努めなければならない。』等と法律に記載のあるもの

③『市単独事業等』

- ・法令に基づかず、条例・規則・要綱等により任意で行う市独自の事業
- ・または、県制度に基づき行っている事業、県の委託事業、県事業に対する負担金を拠出する事業等

基本目標 1 真の豊かさを感じるまち

01 保健・医療

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|--|--|--------------|-------|
| 分類 | 中分類 | 健康づくりの推進 | | | |
| | 小分類 | 疾病予防、健康管理の推進 | | | |
| 事業名 (所管) | 01 子育て世代包括支援事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| 事業概要 | 妊娠、出産、子育てに係る母子の不安や負担を軽減し、児童虐待の予防につながるため、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行う窓口を設置する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | | |
| | <p>○相談窓口（アイティ）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：保健センター、南行徳支援センター、本庁舎（移転前のみ）、行徳支所、市川駅行政サービスセンター内（7月頃の前定） <p>○マイプランの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が面接・相談のうえ「妊婦用マイプラン」を作成 ・来所した妊婦・子育て家庭には、必要なサービスの紹介や相談支援を行うとともに、「子育てマイプラン」を作成 | <p>○相談窓口（アイティ）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：保健センター、南行徳支援センター、行徳支所、市川駅行政サービスセンター内 <p>○マイプランの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が面接・相談のうえ「妊婦用マイプラン」を作成 ・来所した妊婦・子育て家庭には、必要なサービスの紹介や相談支援を行うとともに、「子育てマイプラン」を作成 | <p>○相談窓口（アイティ）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：保健センター、南行徳支援センター、行徳支所、市川駅行政サービスセンター内 <p>○マイプランの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が面接・相談のうえ「妊婦用マイプラン」を作成 ・来所した妊婦・子育て家庭には、必要なサービスの紹介や相談支援を行うとともに、「子育てマイプラン」を作成 | | |
| 事業費(千円) | | 15,038 | 15,038 | 15,038 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 5,012 | 5,012 | 5,012 |
| | | 県支出金 | 5,012 | 5,012 | 5,012 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | | 一般財源 | 5,014 | 5,014 | 5,014 |
| 数値目標 | マイプラン作成件数（年度・延べ） | | | | |
| | 6,000件 | 6,000件 | 6,000件 | | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域における医療環境の充実 | | |
| | 小分類 | 地域に必要な医療の確保 | | |
| 事業名 (所管) | 2.5次救急医療運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 保健部保健医療課 | | | |
| 事業概要 | 安心して適切な医療を受けられるよう、脳血管疾患、循環器疾患等の重篤救急患者、小児科等夜間・休日の受入が少ない診療科の受入体制確保のため、1次、2次の救急医療機関の後方待機病院として地域の総合病院による2.5次救急医療体制の充実を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|--------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 健康づくりの推進 | | |
| | 小分類 | 疾病予防、健康管理の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 妊婦乳児健康診査事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 保健部健康支援課 | | | |
| 事業概要 | 妊婦届出時に、母子健康手帳と共に受診票（母子健康手帳別冊）を発行し、妊婦健診は14回、乳児健診は生後3～6か月、9～11か月時に各1回を、医療機関に委託して実施する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 健康づくりの推進 | | |
| | 小分類 | 疾病予防、健康管理の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 乳児家庭全戸訪問事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 保健部健康支援課 | | | |
| 事業概要 | 妊娠届出書をもとに、支援が必要な人や希望者へ妊婦訪問、出生連絡票や住民基本台帳をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や保健相談事業、健康診査事業、健康教育事業等から支援が必要な家庭に訪問し、ニーズに応じた相談・指導を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--|------|--------------------|
| 分類 | 中分類 | 公衆衛生の推進 | | |
| | 小分類 | 感染症の予防 | | |
| 事業名 (所管) | 予防接種事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">基礎的</div> 保健部疾病予防課 | 制度区分 | 法定事業(義務) 市単独事業等 |
| 事業概要 | 感染症の発生及びまん延を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種である流行性耳下腺炎、高齢者肺炎球菌の予防接種を実施する。 | | | |

02 子育て

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|--------------------|-------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 | | | |
| | 小分類 | 虐待防止・対応のための取り組みの充実 | | | |
| 事業名 (所管) | 02 児童虐待対策事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業(義務) 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 子ども家庭総合支援センターを設置し、虐待の通告を受けるとともに、子どもと子育てに関する問い合わせへの総合案内を実施する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭総合支援センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：アクス本八幡 2 階 ・虐待の通告窓口 ・妊娠期から 18 歳未満の子どもとその養育者からの子どもと子育てに関する問い合わせや相談に関する総合案内 ○虐待に対応する関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・いちかわ子ども人権ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭総合支援センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：アクス本八幡 2 階 ・虐待の通告窓口 ・妊娠期から 18 歳未満の子どもとその養育者からの子どもと子育てに関する問い合わせや相談に関する総合案内 ○虐待に対応する関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・いちかわ子ども人権ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭総合支援センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：アクス本八幡 2 階 ・虐待の通告窓口 ・妊娠期から 18 歳未満の子どもとその養育者からの子どもと子育てに関する問い合わせや相談に関する総合案内 ○虐待に対応する関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・いちかわ子ども人権ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営 | | |
| 事業費(千円) | | 10,493 | 10,493 | 10,493 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 1,394 | 1,394 | 1,394 |
| | | 県支出金 | 323 | 323 | 323 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 |
| 一般財源 | | 8,776 | 8,776 | 8,776 | |
| 数値目標 | 児童虐待相談件数（年間・延べ） | | | | |
| | | 5,300 件 | 5,700 件 | 6,100 件 | |

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|-------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 | | | |
| | 小分類 | ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 | | | |
| 事業名 (所管) | 03 ひとり親家庭自立支援事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| 事業概要 | 母子家庭・父子家庭の自立を図るため、相談や就業支援のための給付金の支給等の支援を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子家庭の自立支援 ・母子・父子自立支援員による相談等の支援 ・母子・父子自立支援員による、相談者の意向、生活状況、就業経験等を考慮した自立支援プログラムの作成 ○自立支援教育訓練給付金 ・就労に必要な知識・技能を習得するために教育訓練講座を受講した場合に受講料の一部を支給(受講料の6割相当額・上限額20万円) ○高等職業訓練促進給付金 ・資格取得のため1年以上養成機関等で就学する場合には修業期間の3年間を限度に、生活費の負担軽減のための資金を支給(上限額10万円/月) | <ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子家庭の自立支援 ・母子・父子自立支援員による相談等の支援 ・母子・父子自立支援員による、相談者の意向、生活状況、就業経験等を考慮した自立支援プログラムの作成 ○自立支援教育訓練給付金 ・就労に必要な知識・技能を習得するために教育訓練講座を受講した場合に受講料の一部を支給(受講料の6割相当額・上限額20万円) ○高等職業訓練促進給付金 ・資格取得のため1年以上養成機関等で就学する場合には修業期間の3年間を限度に、生活費の負担軽減のための資金を支給(上限額10万円/月) | <ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子家庭の自立支援 ・母子・父子自立支援員による相談等の支援 ・母子・父子自立支援員による、相談者の意向、生活状況、就業経験等を考慮した自立支援プログラムの作成 ○自立支援教育訓練給付金 ・就労に必要な知識・技能を習得するために教育訓練講座を受講した場合に受講料の一部を支給(受講料の6割相当額・上限額20万円) ○高等職業訓練促進給付金 ・資格取得のため1年以上養成機関等で就学する場合には修業期間の3年間を限度に、生活費の負担軽減のための資金を支給(上限額10万円/月) | | |
| | 事業費(千円) | 12,241 | 12,241 | 12,241 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 7,235 | 7,235 | 7,235 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | |
| | 一般財源 | 5,006 | 5,006 | 5,006 | |
| 数値目標 | 各種給付金の支給件数(年間・実) | | | | |
| | 8人 | 8人 | 8人 | | |

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|--|
| 分類 | 中分類 | 地域における子育て支援 | | | |
| | 小分類 | 待機児童解消のための保育サービスの充実 | | | |
| 事業名 (所管) | 04 保育士確保対策事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 保育士を安定的に確保するため、民間保育施設に対し、保育士の確保につながる各種助成を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士就業開始資金支給事業 ・民間保育施設が採用した保育士に、就業を開始するにあたり必要となる費用の一部を助成（上限額 10 万円） ○保育士宿舍借り上げ支援事業 ・民間保育施設が、保育士の住宅を借り上げる際の費用の一部の助成（月額上限 82,000 円） ○保育所等就業体験機会提供事業 ・民間保育施設が、インターンシップを実施する場合に求職者に対して支出する活動費の一部を助成（上限額 1,000 円/日・人） | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士就業開始資金支給事業 ・民間保育施設が採用した保育士に、就業を開始するにあたり必要となる費用の一部を助成（上限額 10 万円） ○保育士宿舍借り上げ支援事業 ・民間保育施設が、保育士の住宅を借り上げる際の費用の一部の助成（月額上限 82,000 円） ○保育所等就業体験機会提供事業 ・民間保育施設が、インターンシップを実施する場合に求職者に対して支出する活動費の一部を助成（上限額 1,000 円/日・人） | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士就業開始資金支給事業 ・民間保育施設が採用した保育士に、就業を開始するにあたり必要となる費用の一部を助成（上限額 10 万円） ○保育士宿舍借り上げ支援事業 ・民間保育施設が、保育士の住宅を借り上げる際の費用の一部の助成（月額上限 82,000 円） ○保育所等就業体験機会提供事業 ・民間保育施設が、インターンシップを実施する場合に求職者に対して支出する活動費の一部を助成（上限額 1,000 円/日・人） | | |
| | 事業費(千円) | 34,860 | 41,832 | 45,178 | |
| | (財源内訳) | | | | |
| 国庫支出金 | 9,840 | 11,808 | 12,752 | | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | | |
| 市債 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | | |
| 一般財源 | 25,020 | 30,024 | 32,426 | | |
| 数値目標 | 各種助成金の支給件数（年間・実） | | | | |
| | 230 件 | 276 件 | 298 件 | | |

| | | | | |
|---------------|---|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地域における子育て支援 | | |
| | 小分類 | 待機児童解消のための保育サービスの充実 | | |
| 事業名 (所管) | 05 保育園整備計画事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 待機児童対策のため、社会福祉法人等が国の交付金等を受け実施する施設整備事業等に対して、その経費の一部を補助する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○認可保育園の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・新設 1 施設 計 90 人 ・増改築 1 施設 計 20 人増 ○賃貸物件による認可保育園の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・改修費等の上乗せおよび開園後の賃借料の補助 6 施設 計 344 人 ○小規模保育事業所の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所開設のための改修費等の補助 5 施設 計 90 人 ○保育園設置を促進するための賃借料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・19 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○認可保育園の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・新設 1 施設 計 60 人 ○賃貸物件による認可保育園の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・改修費等の上乗せおよび開園後の賃借料の補助 7 施設 計 334 人 ○小規模保育事業所の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所開設のための改修費等の補助 1 施設 計 18 人 ○保育園設置を促進するための賃借料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・21 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○認可保育園の整備補助 <ul style="list-style-type: none"> ・新設 2 施設 計 120 人 ○保育園設置を促進するための賃借料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・22 施設 | |
| 事業費(千円) | 808,417 | 483,639 | 362,462 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 512,948 | 272,974 | 204,620 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 43,900 | 11,500 | 23,000 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 251,569 | 199,165 | 134,842 |
| 数値目標 | 保育園の定員数(増分)(年間・延べ) | | | |
| | 544 人 | 412 人 | 120 人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|-----------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 | | |
| | 小分類 | ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 | | |
| 事業名 (所管) | ひとり親家庭医療費助成事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | ひとり親家庭の父母等に対し当該家庭の福祉の増進を図るため、18歳までの児童および保護者の医療費等（入院・通院・調剤等）の一部を助成する。（ただし、所得制限あり） こども政策部こども福祉課 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 | | |
| | 小分類 | 発達支援が必要な子ども子育て家庭への支援の充実 | | |
| 事業名 (所管) | こども発達相談室事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 発達支援が必要な子どもの相談を受け付け、一人ひとりに応じた個別支援計画に基づき、指導や家族支援を行う。（乳児期から就学前まで。個別指導・グループ指導など） こども政策部発達支援課 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域における子育て支援 | | |
| | 小分類 | 待機児童解消のための保育サービスの充実 | | |
| 事業名 (所管) | 私立幼稚園預かり保育事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 幼児教育の振興および待機児童対策を図るため、保護者が就労している場合でも児童を幼稚園へ通わせることができるよう、就労のための預かり保育事業を実施する私立幼稚園に対して補助を行う。 こども政策部こども入園課 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|--------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地域における子育て支援 | | |
| | 小分類 | 地域の子育て力向上のための支援の充実 | | |
| 事業名 (所管) | ファミリー・サポート・センター事業 こども政策部子育て支援課 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 育児支援を行いたい会員、育児支援を受けたい会員及びその両方を希望する会員からなる地域型相互援助機能の会員組織として、生後2ヶ月以上小学6年生までを対象に保育などのサポートを実施する。また、ファミリー・サポート・センターでは、アドバイザー等が活動の中心となり、相互援助活動の調整、子育てに関する相談を行い、仕事と育児の両立をはじめとする地域での子育て支援機能の充実を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域における子育て支援 | | |
| | 小分類 | 経済支援の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 子ども医療費助成事業 こども政策部こども福祉課 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 0歳児から中学校3年生までの子どもの入院、通院および調剤に要した医療費の全部又は一部を助成する。(ただし、小学生以上に所得制限あり。また、入院1日につき300円、通院1回につき300円の自己負担あり(市民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯は自己負担なし)) | | | |

03 地域福祉

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|----|
| 分類 | 中分類 | 地域への参加と交流の体制づくり | | | |
| | 小分類 | 身近な支援体制づくり | | | |
| 事業名 (所管) | 06 地域ケアシステム推進事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 市内 14 の「地区社会福祉協議会」を推進母体とし、地域住民が主体となった取り組みを展開する支え合いの地域づくり「地域ケアシステム」に対し、活動拠点の整備や活動の支援を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <p>○地域ケアシステム拠点の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 地区 (15 箇所) ・ 北部地区 (国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚) ・ 西部地区 (市川第一、市川第二、国府台、真間、菅野・須和田) ・ 東部地区 (八幡、市川東部、信篤・二俣) ・ 南部地区 (行徳、南行徳) <p>○地域課題の共有・解決に向けた検討のための各種会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア推進連絡会 ・ 相談員会議 ・ サロン活動 ・ 他、地域の特色を生かした各種事業 | <p>○地域ケアシステム拠点の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 地区 (15 箇所) ・ 北部地区 (国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚) ・ 西部地区 (市川第一、市川第二、国府台、真間、菅野・須和田) ・ 東部地区 (八幡、市川東部、信篤・二俣) ・ 南部地区 (行徳、南行徳) <p>○地域課題の共有・解決に向けた検討のための各種会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア推進連絡会 ・ 相談員会議 ・ サロン活動 ・ 他、地域の特色を生かした各種事業 | <p>○地域ケアシステム拠点の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 地区 (15 箇所) ・ 北部地区 (国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚) ・ 西部地区 (市川第一、市川第二、国府台、真間、菅野・須和田) ・ 東部地区 (八幡、市川東部、信篤・二俣) ・ 南部地区 (行徳、南行徳) <p>○地域課題の共有・解決に向けた検討のための各種会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア推進連絡会 ・ 相談員会議 ・ サロン活動 ・ 他、地域の特色を生かした各種事業 | | |
| 事業費(千円) | | 19,039 | 19,039 | 19,039 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 87 | 87 | 87 |
| 一般財源 | 18,952 | 18,952 | 18,952 | | |
| 数値目標 | 地域ケアシステム会議等開催数※(年間・延べ) | | | | |
| | ※拠点開所日数・サロン開催数・各種会議の開催数の計 | | | | |
| | 4,800 回 | 5,500 回 | 5,600 回 | | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-----------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地域への参加と交流の体制づくり | | |
| | 小分類 | 身近な支援体制づくり | | |
| 事業名 (所管) | 民生委員活動事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 福祉部地域支えあい課 | | | |
| 事業概要 | 住民の生活状態の把握、生活に関する相談・助言・援助、福祉サービス利用のための情報提供・援助、社会福祉事業者や関係行政機関との連携・支援、その他住民の福祉の増進を図るための活動を行う、民生委員児童委員の活動を支援する | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-----------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地域への参加と交流の体制づくり | | |
| | 小分類 | 地域の緊急支援体制づくり | | |
| 事業名 (所管) | 避難行動要支援者対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 福祉部地域支えあい課 | | | |
| 事業概要 | 「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、「自助、共助」の意識向上や取り組みが図られるよう、必要な支援を推進する。 | | | |

04 障害者福祉

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 生活支援の充実 | | |
| | 小分類 | 相談機能・情報提供の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 07 地域生活支援事業（相談支援事業） | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 障害者の増加・高齢化等に伴う相談の多様化に対応するため、障害者に関する総合的な相談窓口を設置する。 また、成年後見制度が有効と思われる障害者にその利用を支援する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置 ・設置場所： 障害者地域生活支援センター、 行徳支所 ○成年後見制度の利用支援 ・成年後見制度の申し立て経費の助成（登記手数料、鑑定費用等） ・成年後見人等への報酬の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置 ・設置場所： 障害者地域生活支援センター、 行徳支所 ○成年後見制度の利用支援 ・成年後見制度の申し立て経費の助成（登記手数料、鑑定費用等） ・成年後見人等への報酬の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置 ・設置場所： 障害者地域生活支援センター、 行徳支所 ○成年後見制度の利用支援 ・成年後見制度の申し立て経費の助成（登記手数料、鑑定費用等） ・成年後見人等への報酬の助成 | |
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 51,708 | 58,950 | 66,157 |
| | 国庫支出金 | 5,609 | 6,281 | 6,953 |
| | 県支出金 | 2,804 | 3,140 | 3,476 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 43,295 | 49,529 | 55,728 |
| 数値目標 | 基幹相談支援センターにおける相談件数（年間・延べ） | | | |
| | 16,500 件 | 17,000 件 | 17,500 件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|-----------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 社会参加の促進 | | |
| | 小分類 | 就労支援 | | |
| 事業名 (所管) | 自立・就労のための訓練支援事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| | | 福祉部障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 障害者等の自立や就労のため、就労移行支援、自立訓練等の給付や視覚障害者自立支援事業（歩行訓練、パソコン訓練）を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-----------|------|--------------------|
| 分類 | 中分類 | 生活支援の充実 | | |
| | 小分類 | 福祉サービスの充実 | | |
| 事業名 (所管) | 障害者手当支給事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業(義務) 市単独事業等 |
| | | 福祉部障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 心身障害者に対して、特別障害者手当、重度心身障害者福祉手当、ねたきり身体障害者および知的障害者介護手当等を支給することにより生活の安定を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-----------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 生活支援の充実 | | |
| | 小分類 | 福祉サービスの充実 | | |
| 事業名 (所管) | 日常生活の支援、補装具・日常生活用具の支援事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| | | 福祉部障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、訪問入浴、移動支援、日中一時支援、一時介護料助成、ボランティア派遣を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付（日常生活用具一覧表）、緊急通報システムを提供する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 医療・リハビリテーション機能の充実 | | |
| | 小分類 | 医療費助成の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 医療費助成事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 福祉部障害者支援課 | | | |
| 事業概要 | 障害者等に係る医療費負担の軽減のため、重度心身障害者（児）医療費の助成、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）、後期高齢者医療、精神障害者入院医療費の助成、はりきゅうマッサージ利用助成、難病患者等福祉手当（旧特定疾患患者見舞金）を給付する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地域の理解・支援の促進 | | |
| | 小分類 | 理解の促進 交流の機会・場づくり | | |
| 事業名 (所管) | 地域活動支援センター事業、啓発事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 福祉部障害者支援課 | | | |
| 事業概要 | 障害者等に対する地域の理解・支援を促進するため、地域社会の中で作業訓練および生活支援を通じて自立を図る地域活動支援センターへの運営補助や、内閣府の定める障害者週間（12/3～9）に啓発事業を実施する。 | | | |

05 高齢者福祉

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|-------|
| 分類 | 中分類 | 介護予防と生きがいつくりの充実 | | | |
| | 小分類 | 介護予防の充実 | | | |
| 事業名 (所管) | 08 一般介護予防事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) | |
| | | 福祉部地域支えあい課 | | | |
| 事業概要 | 高齢者が要介護状態となることを予防するため、心身機能の維持・推進を図る「いきいき健康教室」を実施するとともに、「市川みんなで体操」の運営を支援する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | | |
| | <p>○いきいき健康教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき健康教室 (100教室) 高齢者ミニデイセンター (4教室) <p>○市川みんなで体操の自主実施の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民が集まりやすい会場で住民が自主的に集まり行う「市川みんなで体操」の運営を支援 自治会館等 (30箇所) | <p>○いきいき健康教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき健康教室 (97教室) <p>○市川みんなで体操の自主実施の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民が集まりやすい会場で住民が自主的に集まり行う「市川みんなで体操」の運営を支援 自治会館等 (45箇所) | <p>○いきいき健康教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき健康教室 (95教室) <p>○市川みんなで体操の自主実施の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民が集まりやすい会場で住民が自主的に集まり行う「市川みんなで体操」の運営を支援 自治会館等 (60箇所) | | |
| 事業費(千円) | 27,120 | | 27,120 | | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 5,874 | 5,874 | 5,874 |
| | | 県支出金 | 3,390 | 3,390 | 3,390 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 7,594 | 7,594 | 7,594 |
| 一般財源 | | 10,262 | 10,262 | 10,262 | |
| 数値目標 | いきいき健康教室・市川みんなで体操の参加者数(年間・延べ) | | | | |
| | 67,600人 | 67,900人 | 68,200人 | | |

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 介護サービス及び生活支援サービスの充実 | | |
| | 小分類 | 高齢者世帯（ひとり暮らし・認知症等）対策の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 09 認知症対策事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、認知症の方やその家族等に対し、各種支援の実施、関係機関との連携強化および地域で支えるつながりづくりを支援する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症初期集中支援チームの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問、観察・評価、家族支援等を関係機関と連携しながら集中的に行い、自立生活をささえる支援チームを設置 ・ 2 チーム ○ 認知症地域支援推進員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や相談業務を実施（高齢者サポートセンターで認知症の相談・継続支援を実施） ・ 17 人 ○ 認知症サポーターの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座の実施 ・ 認知症サポーターステップアップ講座の実施 ○ 認知症カフェの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い、支えるためのつながりを支援（市内 23 箇所） ○ 認知症に関する啓発活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護教室（15 箇所） ・ 講演会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症初期集中支援チームの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問、観察・評価、家族支援等を関係機関と連携しながら集中的に行い、自立生活をささえる支援チームを設置 ・ 2 チーム ○ 認知症地域支援推進員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や相談業務を実施（高齢者サポートセンターで認知症の相談・継続支援を実施） ・ 17 人 ○ 認知症サポーターの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座の実施 ・ 認知症サポーターステップアップ講座の実施 ○ 認知症カフェの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い、支えるためのつながりを支援（市内 23 箇所） ○ 認知症に関する啓発活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護教室（15 箇所） ・ 講演会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症初期集中支援チームの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問、観察・評価、家族支援等を関係機関と連携しながら集中的に行い、自立生活をささえる支援チームを設置 ・ 2 チーム ○ 認知症地域支援推進員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や相談業務を実施（高齢者サポートセンターで認知症の相談・継続支援を実施） ・ 17 人 ○ 認知症サポーターの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座の実施 ・ 認知症サポーターステップアップ講座の実施 ○ 認知症カフェの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い、支えるためのつながりを支援（市内 28 箇所） ○ 認知症に関する啓発活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護教室（15 箇所） ・ 講演会 | |

| | | | | |
|--------|--|-------|-------|-------|
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 4,597 | 4,597 | 4,597 |
| | 国庫支出金 | 1,793 | 1,793 | 1,793 |
| | 県支出金 | 896 | 896 | 896 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 1,908 | 1,908 | 1,908 |
| 数値目標 | 認知症の方やその家族等に対する支援件数* (年間・実数) ※認知症初期集中支援チームによる支援件数および各高齢者サポートセンターでの認知症継続支援件数の計 | | | |
| | 500件 | 500件 | 500件 | 500件 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-----------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 介護予防と生きがいつくりの充実 | | |
| | 小分類 | 就労支援の推進 | | |
| 事業名 (所管) | シルバー人材センター事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 高齢者の社会参加と生きがいつくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」に対して支援を行う。 福祉部地域支えあい課 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 介護サービス及び生活支援サービスの充実 | | |
| | 小分類 | 介護サービス等の充実と質の向上 | | |
| 事業名 (所管) | 地域包括支援センター運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 高齢者サポートセンター15箇所において、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の地域における生活を支援する。 福祉部介護福祉課 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 介護サービス及び生活支援サービスの充実 | | |
| | 小分類 | 介護サービス等の充実と質の向上 | | |
| 事業名 (所管) | 介護保険事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 介護や支援を必要とする高齢者等が、自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、必要な介護サービス等を提供する。 福祉部介護福祉課 | | | |

06 社会保障・住まい

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 安心して暮らせる社会保障の充実 | | |
| | 小分類 | 生活困窮者・不安定居住者等への支援と自立の促進 | | |
| 事業名 (所管) | 10 生活困窮者自立支援事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 生活保護に至る前の段階における自立支援を図るため、相談業務、住宅確保給付金の支給、各種支援等を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談を受け、具体的な支援プランを作成 <p>○住宅確保給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職などにより住居を失った、または失うおそれの高い場合、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給（支給限度額有り） <p>○就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う <p>○家計相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者が自ら家計を管理できるよう、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行う <p>○一時生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居をもたない、または不安定な住居形態にある場合、一定期間、宿泊場所や衣食を提供 | <p>○自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談を受け、具体的な支援プランを作成 <p>○住宅確保給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職などにより住居を失った、または失うおそれの高い場合、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給（支給限度額有り） <p>○就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う <p>○家計相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者が自ら家計を管理できるよう、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行う <p>○一時生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居をもたない、または不安定な住居形態にある場合、一定期間、宿泊場所や衣食を提供 | <p>○自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談を受け、具体的な支援プランを作成 <p>○住宅確保給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職などにより住居を失った、または失うおそれの高い場合、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給（支給限度額有り） <p>○就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う <p>○家計相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者が自ら家計を管理できるよう、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行う <p>○一時生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居をもたない、または不安定な住居形態にある場合、一定期間、宿泊場所や衣食を提供 | |

| | | | | |
|--------|-------------|--------|--------|--------|
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 45,806 | 50,806 | 55,806 |
| | 国庫支出金 | 31,210 | 34,961 | 38,711 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 14,596 | 15,845 | 17,095 |
| 数値目標 | 相談件数(年間・延べ) | | | |
| | 6,500件 | 6,500件 | 6,500件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 安心して暮らせる社会保障の充実 | | |
| | 小分類 | 生活困窮者・不安定居住者等への支援と自立の促進 | | |
| 事業名 (所管) | 生活保護事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 生活困窮者に対し、その困窮の状況に応じ、生活扶助、住宅扶助など8種類の扶助費と救護施設等入所者にかかる施設事務費を支給し、必要な保護を行うことにより、その最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する。 | | | |
| 事業名 (所管) | 市営住宅営繕事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市営住宅を良好な状態で維持するために、市川市公営住宅等長寿命化計画に基づき既存施設の大規模修繕等を行い維持保全を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 住まいの安心・安全への支援 | | |
| | 小分類 | 市営住宅の維持管理 | | |
| 事業名 (所管) | 市営住宅営繕事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市営住宅を良好な状態で維持するために、市川市公営住宅等長寿命化計画に基づき既存施設の大規模修繕等を行い維持保全を行う。 | | | |

07 スポーツ

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | スポーツ環境の充実 | | |
| | 小分類 | スポーツを行う場づくり | | |
| 事業名 (所管) | 11 北市川運動公園整備・運営事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 「市川市北東部スポーツタウン基本構想」に基づき、北東部地区にスポーツ施設の整備を行うとともに、総合型地域スポーツクラブを設立することに伴う初期経費等の補助を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○北市川運動公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年6月末完成 <p>○総合型地域ｽｰｸﾗﾌﾞ（北市川ｽｰｸﾗﾌﾞ）の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室の開催支援（講師謝金、スポーツ用具費等） ・運営費の補助を支給（上限額100万円） | <p>○総合型地域ｽｰｸﾗﾌﾞ（北市川ｽｰｸﾗﾌﾞ）の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室の開催支援（講師謝金、スポーツ用具費等） ・運営費の補助を支給（上限額100万円） | <p>○総合型地域ｽｰｸﾗﾌﾞ（北市川ｽｰｸﾗﾌﾞ）の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室の開催支援（講師謝金、スポーツ用具費等） | |
| 事業費(千円) | | 9,095 | 3,400 | 2,400 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 2,160 | 2,160 | 2,160 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 6,935 | 1,240 | 240 |
| 数値目標 | 北市川スポーツクラブ会員登録者数（年度末・累計） | | | |
| | | 150 人 | 200 人 | 250 人 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | スポーツ環境の充実 | | |
| | 小分類 | スポーツを行う場づくり | | |
| 事業名 (所管) | 「夢の教室」運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 文化スポーツ部スポーツ課 | | | |
| 事業概要 | 市内市立小・中・義務教育・特別支援学校において、「夢を持つことや夢に向かって努力することの大切さ」を伝えると同時に「思いやりを持って仲間と協力すること」を理解してもらうことで、自立心と社会性に富んだ子供達を育成していくため、(公財)日本サッカー協会が行う『JFA こころのプロジェクト「夢の教室」』を実施する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | スポーツ環境の充実 | | |
| | 小分類 | スポーツを支える人材育成、人材確保 | | |
| 事業名 (所管) | スポーツ指導者育成事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 文化スポーツ部スポーツ課 | | | |
| 事業概要 | 指導者の養成・確保、総合型地域スポーツクラブ指導者の育成およびスポーツ推進委員の資質と指導力の向上を図り、スポーツ振興と競技力向上及び生涯スポーツ社会の実現を目標として、市川市公認スポーツ指導者育成講習会を開催する。 | | | |

08 子どもの教育

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの育成 | | |
| | 小分類 | 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する | | |
| 事業名 (所管) | 12 校内塾・まなびくらぶ事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 小中学生の学力向上を図るため、退職教員や大学生、地域人材などの「まなびサポーター」の支援による、算数・数学を中心とした基礎的・基本的な内容の学習機会を放課後および長期休業中等に設ける。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○まなびサポーターの配置 ・小学校 38 校 ・中学校 15 校 ・義務教育学校 1 校 ○校内塾・まなびくらぶの実施（学習機会の提供） | ○まなびサポーターの配置 ・小学校 38 校 ・中学校 15 校 ・義務教育学校 1 校 ○校内塾・まなびくらぶの実施（学習機会の提供） | ○まなびサポーターの配置 ・小学校 38 校 ・中学校 15 校 ・義務教育学校 1 校 ○校内塾・まなびくらぶの実施（学習機会の提供） | |
| | 事業費(千円) | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| | (財源内訳) | | | |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| 数値目標 | 校内塾・まなびくらぶの実施日数（年間） | | | |
| | 2,300 日 | 2,350 日 | 2,400 日 | |

| | | | | |
|---------------|--|--|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 家庭・学校・地域の連携 | | |
| | 小分類 | 家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す | | |
| 事業名 (所管) | 13 コミュニティ・スクール推進事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 生涯学習部教育政策課 地域住民が学校運営に一定の権限と責任を持って参画する環境を整えるため、保護者の代表、地域の代表、学識経験者等で構成する学校運営協議会を設置する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○学校運営協議会の設置 ・小学校 12 校 ・中学校 5 校 ・義務教育学校 1 校 | ○学校運営協議会の設置 ・小学校 25 校 ・中学校 10 校 ・義務教育学校 1 校 ・幼稚園 3 園 | ○学校運営協議会の設置 ・小学校 38 校 ・中学校 15 校 ・義務教育学校 1 校 ・特別支援学校 1 校 ・幼稚園 6 園 | |
| 事業費(千円) | 1,080 | 2,340 | 3,660 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 1,080 | 2,340 | 3,660 |
| 数値目標 | 学校運営協議会の設置数(年度末・累計) | | | |
| | 18 校 | 39 校園 | 61 校園 | |

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|--|
| 分類 | 中分類 | 教育環境の整備の充実 | | | |
| | 小分類 | 一人ひとりに応じた教育的支援を推進する | | | |
| 事業名 (所管) | 14 教育相談事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 幼児・児童・生徒とその保護者に対し、専門的知識を持つ教育相談員等が、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みに関する相談を行う。また、児童生徒の悩みに対して適切な対応をするためライフカウンセラーを配置する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <p>○教育相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：教育相談臨床心理士、情緒障害児童生徒指導員、教育相談員 ・3歳以上の幼児・児童・生徒とその保護者に対し、専門的知識を持つ教育相談員が、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みの相談に対応 <p>○ほっとホットと訪問相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：退職教員 ・不登校をはじめとする学校生活全般の悩みに対し、電話や訪問による相談に対応 <p>○ライフカウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 38 校・義務教育学校(前期課程)1 校(相談員として、ゆとりぎ相談員) ・中学校 15 校・義務教育学校(後期課程)1 校(相談員として、心理療法士) ・児童生徒の精神的な悩みに対して適切に対応 | <p>○教育相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：教育相談臨床心理士、情緒障害児童生徒指導員、教育相談員 ・3歳以上の幼児・児童・生徒とその保護者に対し、専門的知識を持つ教育相談員が、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みの相談に対応 <p>○ほっとホットと訪問相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：退職教員 ・不登校をはじめとする学校生活全般の悩みに対し、電話や訪問による相談に対応 <p>○ライフカウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 38 校・義務教育学校(前期課程)1 校(相談員として、ゆとりぎ相談員) ・中学校 15 校・義務教育学校(後期課程)1 校(相談員として、心理療法士) ・児童生徒の精神的な悩みに対して適切に対応 | <p>○教育相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：教育相談臨床心理士、情緒障害児童生徒指導員、教育相談員 ・3歳以上の幼児・児童・生徒とその保護者に対し、専門的知識を持つ教育相談員が、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みの相談に対応 <p>○ほっとホットと訪問相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：教育センター ・相談員：退職教員 ・不登校をはじめとする学校生活全般の悩みに対し、電話や訪問による相談に対応 <p>○ライフカウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 38 校・義務教育学校(前期課程)1 校(相談員として、ゆとりぎ相談員) ・中学校 15 校・義務教育学校(後期課程)1 校(相談員として、心理療法士) ・児童生徒の精神的な悩みに対して適切に対応 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|--------|---|----------|----------|----------|
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 83,168 | 83,168 | 83,168 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 83,168 | 83,168 | 83,168 |
| 数値目標 | 各種相談件数※(年間・延べ) ※教育相談、ほっとホッと訪問相談、ライフカウンセラーによる相談の計 | | | |
| | 12,700 件 | 12,700 件 | 12,700 件 | 12,700 件 |

| | | | | |
|---------------|--|--------------------------------|--------------------------------|---------|
| 分類 | 中分類 | 教育環境の整備の充実 | | |
| | 小分類 | 安全・安心で充実した教育環境を実現する | | |
| 事業名 (所管) | 15 義務教育学校整備事業 | 重点 | 生涯学習部教育政策課 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 平成28年4月に義務教育学校となった塩浜学園の教育効果を高めるため、塩浜学園校舎一体化の整備事業を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | ○塩浜学園の校舎一体化整備 ・基本設計・実施設計 | ○塩浜学園の校舎一体化整備 ・新校舎建設工事(30%) | ○塩浜学園の校舎一体化整備 ・新校舎建設工事(55%) | |
| 事業費(千円) | 0 | 1,410,480 | 1,053,000 | |
| | 国庫支出金 | 0 | 2,455 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 1,267,100 | 899,500 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 0 | 140,925 | 153,500 |
| 数値目標 | 各年度に計画した整備事業に対する進捗(年間) | | | |
| | 100% | 100% | 100% | |

| | | | | |
|---------------|---|------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 教育環境の整備の充実 | | |
| | 小分類 | 安全・安心で充実した教育環境を実現する | | |
| 事業名 (所管) | 16 放課後保育クラブ運営事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 生涯学習部青少年育成課 保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊びおよび生活の場を提供する放課後保育クラブの運営を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○放課後保育クラブの運営・管理 ・46 クラブ・112 クラス | ○放課後保育クラブの運営・管理 ・46 クラブ・115 クラス | ○放課後保育クラブの運営・管理 ・46 クラブ・120 クラス | |
| 事業費(千円) | | 1,256,475 | 1,306,734 | 1,359,003 |
| | 国庫支出金 | 209,678 | 222,144 | 231,030 |
| | 県支出金 | 209,678 | 222,144 | 231,030 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 342,436 | 352,818 | 373,865 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 494,683 | 509,628 | 523,078 |
| 数値目標 | 定員数(各年度 4/1 現在) | | | |
| | | 4,540 人 | 4,740 人 | 4,940 人 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの育成 | | |
| | 小分類 | 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む | | |
| 事業名 (所管) | 英語教育・国際理解教育推進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 外国人招致による外国語指導助手（A L T）の派遣や中学生の海外派遣事業などを推進し、英語教育・国際理解教育の充実をはかる。（中学校 15 校及び義務教育学校後期 1 校） また、外国語活動指導員及びA L Tを派遣し、小学校における外国語活動及び国際理解教育を推進する。（小学校 38 校及び義務教育学校前期 1 校） | | | |
| | | 学校教育部指導課 | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 子どもの育成 | | |
| | 小分類 | 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む | | |
| 事業名 (所管) | 社会科副読本等製作事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 教員による郷土に関わる研究会議を開催し、社会科副読本の製作および学習指導のあり方の研究を行う。 | | | |
| | | 学校教育部教育センター | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 家庭・学校・地域の連携 | | |
| | 小分類 | 家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の充実を目指す | | |
| 事業名 (所管) | 家庭教育学級運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 子どもの健やかな成長のため、市内の公立幼稚園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校の保護者を対象とした家庭教育学級を運営して、子育てについての諸問題を保護者が 1 年間計画的に学ぶことで、家庭の役割の重要性について学習する機会を提供する。また、家庭教育指導員が講師を務める指導員派遣講座を全学級で展開する。 | | | |
| | | 学校教育部学校地域連携推進課 | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 教育環境の整備の充実 | | |
| | 小分類 | 一人ひとりに応じた教育的支援を推進する | | |
| 事業名 (所管) | 少人数学習等担当補助教員事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 学校教育部義務教育課 児童生徒に「確かな学力」を身につけさせるため、小・中・義務教育学校に少人数学習等担当補助教員を派遣し、児童生徒のニーズに応じた少人数指導やチームティーチングを行うことで、分りやすい授業やきめ細かな指導を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 教育環境の整備の充実 | | |
| | 小分類 | 安全・安心で充実した教育環境を実現する | | |
| 事業名 (所管) | 学校施設トイレ改修事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 生涯学習部教育施設課 学校のトイレは老朽化により5K（臭い・汚い・暗い・壊れている・怖い）と言われ、児童・生徒が学校で排便をしない傾向になっていることから、常に児童・生徒が快適かつ清潔にトイレが利用できるよう、老朽化したトイレを計画的に改修する。 | | | |

09 生涯学習

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 | | |
| | 小分類 | 公民館を活用した地域の学習拠点づくり | | |
| 事業名 (所管) | 17 公民館主催講座活動事業 | 重点 | 生涯学習部社会教育課 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 公民館を活用した地域の学習拠点づくりのため、健康・子育て・環境問題・国際化等の現代的課題や生活課題を意識した主催講座を実施する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○公民館主催事業等の実施 ・16 公民館 ・主催講座 305 講座、特別講座 ・テーマ「学校・地域との連携」 | ○公民館主催事業等の実施 ・16 公民館 ・主催講座 305 講座、特別講座 | ○公民館主催事業等の実施 ・16 公民館 ・主催講座 305 講座、特別講座 | |
| 事業費(千円) | | 8,441 | 8,441 | 8,441 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 8,441 | 8,441 | 8,441 |
| 数値目標 | 各種公民館主催事業への参加者数(年間・延べ) | | | |
| | 14,000 人 | 14,000 人 | 14,000 人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 | | |
| | 小分類 | 図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 図書館運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 生涯学習部中央図書館 生涯学習部中央図書館 | | | |
| 事業概要 | 図書館サービスとして、中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館、平田図書室、市川駅南口図書館（指定管理者で運営）の6館の図書館のほか、小学校に併設された市民図書室、公民館に併設された公民館図書室を運営する。また、公共施設等における本の取り寄せ・貸出・返却等の市民サービスを行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|----------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 | | |
| | 小分類 | 生涯学習機会の充実 | | |
| 事業名 (所管) | いちかわ市民アカデミー講座事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 生涯学習部社会教育課 | | | |
| 事業概要 | 市内にある昭和学院短期大学・和洋女子大学・千葉商科大学の協力を得て、各大学の持つ専門的かつ高度な機能や施設と恵まれた環境の中で、知的好奇心の充足や生活向上の糧となる新しい知識の習得を目的とした連続講座を開催する。 | | | |

10 雇用・労働

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 就労の支援 | | |
| | 小分類 | 就労機会の拡充 | | |
| 事業名 (所管) | 18 若年者等就労支援事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 就労が困難な若者を積極的に支援するため、ニート・ひきこもり等の若者もしくはその親等が、就労について相談する場を提供する。また、職業的自立のための協力企業を開拓し職場体験を実施するとともに、カウンセリング等を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○就労相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 ：市川駅前サテライト (ジョブ・サポートいちかわ内) ・ニート・ひきこもり等の若者またはその親等が、就労について相談する場を提供 <p>○就職面接会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク市川管内の企業を集め、若者および障害者を対象とした面接会を開催 ・福祉職面接会（保育士、看護師、介護職） ・障害者面接会 ・若者面接会 <p>○職場体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力企業の開拓 ・職場体験およびカウンセリング | <p>○就労相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 ：市川駅前サテライト (ジョブ・サポートいちかわ内) ・ニート・ひきこもり等の若者またはその親等が、就労について相談する場を提供 <p>○就職面接会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク市川管内の企業を集め、若者および障害者を対象とした面接会を開催 ・福祉職面接会（保育士、看護師、介護職） ・障害者面接会 ・若者面接会 <p>○職場体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力企業の開拓 ・職場体験およびカウンセリング | <p>○就労相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 ：市川駅前サテライト (ジョブ・サポートいちかわ内) ・ニート・ひきこもり等の若者またはその親等が、就労について相談する場を提供 <p>○就職面接会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク市川管内の企業を集め、若者および障害者を対象とした面接会を開催 ・福祉職面接会（保育士、看護師、介護職） ・障害者面接会 ・若者面接会 <p>○職場体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力企業の開拓 ・職場体験およびカウンセリング | |
| 事業費(千円) | 3,240 | 3,240 | 3,240 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 3,240 | 3,240 | 3,240 |

| | | | |
|------|--|-----|-----|
| 数値目標 | 就職者数※（年間・延べ） ※就労相談、就職面接会および職場体験による就職者数の計 | | |
| | 50人 | 50人 | 50人 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|----------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 就労の支援 | | |
| | 小分類 | 就労機会の拡充 | | |
| 事業名 (所管) | 雇用促進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | <p>障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当受給者に限る）の雇用機会の拡大を図るため、公共職業安定所の紹介等で常用雇用した事業主に対し、雇用促進奨励金を交付する。また、国のトライアル雇用終了後、若者や女性等を常用雇用した事業主に対し、トライアル雇用奨励金を交付する。この他、障害者の職場実習を受け入れた事業主に奨励金を交付するとともに千葉県と共催で中高年齢者、女性向けの再就職支援セミナーを実施する。</p> | | | |
| | | 経済部商工振興課 | | |

11 消費生活

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 消費者被害の救済 | | |
| | 小分類 | 相談体制の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 消費生活センター相談及び啓発事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | <p>消費生活相談員による相談・苦情処理等を行う中で、国・県・他市などとの連携を図り、市民の消費生活における安全、安心に努め、消費者の自立を支援するとともに、多重債務者の救済を図るため、弁護士による多重債務専門相談を実施する。また、市の広報紙やホームページなどへの悪質事例等の掲載をはじめ、「出前消費者講座」を開催し、消費者被害の未然防止に努めるとともに、専門講師を招き、日常生活に関わりの深い消費者問題を取り上げ、市民へ最新の知識や情報の提供を行う「消費生活講座」を実施する。</p> | | | |
| | | 市民部総合市民相談課 | | |

12 人権・男女共同参画

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 人権尊重社会の実現 | | |
| | 小分類 | 相談・救済・支援体制の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 19DV対策事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者に対するきめ細やかな支援を行うなどDV根絶に向け、「市川市男女共同参画基本計画 第3次DV防止実施計画」に沿って、DVをはじめ女性からのあらゆる相談に対応する事業などを行う。また、児童虐待との連携強化を図るとともに、DV相談支援体制の整備を進める。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | <p>○女性のためのDV相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談 ・一般相談 ・法律相談 <p>(相談員として、女性相談員および女性弁護士)</p> <p>○家庭等における暴力(配偶者間の暴力・児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待)に対応する関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭等における暴力等対策ネットワーク会議 | <p>○女性のためのDV相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談 ・一般相談 ・法律相談 <p>(相談員として、女性相談員および女性弁護士)</p> <p>○家庭等における暴力(配偶者間の暴力・児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待)に対応する関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭等における暴力等対策ネットワーク会議 | <p>○女性のためのDV相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談 ・一般相談 ・法律相談 <p>(相談員として、女性相談員および女性弁護士)</p> <p>○家庭等における暴力(配偶者間の暴力・児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待)に対応する関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭等における暴力等対策ネットワーク会議 | |
| 事業費(千円) | | 13,360 | 13,360 | 13,360 |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 1,996 | 1,996 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| 一般財源 | 11,364 | 11,364 | 11,364 | |
| 数値目標 | DV相談件数(年間・延べ) | | | |
| | 1,200件 | 1,200件 | 1,200件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-----------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 人権尊重社会の実現 | | |
| | 小分類 | 人権意識の高揚 | | |
| 事業名 (所管) | 人権啓発事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 総務部男女共同参画課 人権擁護委員と連携しながら、幅広い年齢層に対し、身近な人権啓発活動を展開することにより、自由人権思想の普及高揚を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 男女共同参画社会の実現 | | |
| | 小分類 | 自立・参画を育む環境の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 男女共同参画センター講座事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 総務部男女共同参画課 男女共同参画社会の実現を目指し、市民等に対して男女共同参画に関する知識や理解を深めるため、各種講座や講演会等を実施する。 | | | |

13 平和

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-----------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 平和意識の高揚 | | |
| | 小分類 | 平和啓発活動の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 平和啓発事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 総務部総務課 昭和 59 年に行った「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、「平和の折り鶴」の送呈や平和ポスター募集などの各種平和事業を実施し、市民の平和意識の高揚を図る。 | | | |

基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

14 芸術・平和

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 豊かな心を育む文化活動の支援 | | |
| | 小分類 | 芸術・文化事業の振興と文化施設の整備・充実 | | |
| 事業名 (所管) | 20「市川の文化人展」等事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 芸術・文化事業の振興を図るため、市にゆかりのある文化人や芸術家を顕彰し、広く紹介する「市川の文化人展」等を開催する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | ○ゆかりの文化人・芸術家の顕彰 ・市川の文化人展 ○名誉市民や文化人の収蔵美術作品などの展示 ・市民会館1階展示室での常設展示 | ○ゆかりの文化人・芸術家の顕彰 ・市川の文化人展 ○名誉市民や文化人の収蔵美術作品などの展示 ・市民会館1階展示室での常設展示 | ○ゆかりの文化人・芸術家の顕彰 ・市川の文化人展 ○名誉市民や文化人の収蔵美術作品などの展示 ・市民会館1階展示室での常設展示 | |
| | 事業費(千円) | 5,960 | 5,960 | 5,960 |
| | (財源内訳) | | | |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 5,960 | 5,960 | 5,960 |
| 数値目標 | 展示会等の来場者数* (年間・延べ) ※市川の文化人展および市民会館展示室での常設展示への来場者の計 | | | |
| | 4,000人 | 4,000人 | 4,000人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|-----------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 豊かな心を育む文化活動の支援 | | |
| | 小分類 | 芸術・文化事業の振興と文化施設の整備・充実 | | |
| 事業名 (所管) | 市民会館管理運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図るため、八幡市民会館の管理運営を行なうとともに、1階展示室においては、名誉市民や文化人の収蔵美術作品などの展示を行い、市民が芸術文化に身近に触れる機会を創出する。 | | | |

15 文化的資産

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域を彩る文化的資産の保全・活用 | | |
| | 小分類 | 文化的資産の保全・継承・活用とそのための人材育成 | | |
| 事業名 (所管) | 21 行徳地区の歴史と文化をいかした まちづくり事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 行徳地区の歴史的なまち並みや行徳神輿などの伝統的・文化的な資産を活かした一体的なまちづくりを進めていくため、国の登録有形文化財である旧浅子神輿店の改修および飲食の提供や特産品の販売などのさまざまな活用が可能な施設を建設し、歴史や文化を感じることができる新たな観光スポットの整備・運営を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○旧浅子神輿店主屋 ・耐震および内部改修等工事 ・資料館の整備 ○旧浅子神輿店工場跡地 ・休憩、物販等ができる広場の整備 ・既存倉庫等の解体工事 ・休憩所の設計・新築工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○旧浅子神輿店主屋 (資料館) ・神輿や行徳の歴史等のパネル展示等 (一般公開) ○旧浅子神輿店工場跡地 (広場・休憩所) ・飲食喫茶の提供 ・物産品の販売 ・観光物産案内 | <ul style="list-style-type: none"> ○旧浅子神輿店主屋 (資料館) ・神輿や行徳の歴史等のパネル展示等 (一般公開) ○旧浅子神輿店工場跡地 (広場・休憩所) ・飲食喫茶の提供 ・物産品の販売 ・観光物産案内 | |
| 事業費(千円) | 115,700 | 積算中 | 積算中 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | | |
| | 県支出金 | 0 | | |
| | 市債 | 100,400 | | |
| | その他 | 0 | | |
| | 一般財源 | 15,300 | | |
| 数値目標 | 旧浅子神輿店(資料館、広場・休憩所)来場者数(年間・延べ) | | | |
| | — | 15,000 人 | 15,000 人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域を彩る文化的資産の保全・活用 | | |
| | 小分類 | 文化的資産の保全・継承・活用とそのための人材育成 | | |
| 事業名 (所管) | 市史編さん事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 刊行後 35 年以上が経過した市史を改訂編さんし、市民共有の財産として将来に継承する。 | | | |

16 文化の創造

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 新たな文化的資源の創出と情報発信 | | |
| | 小分類 | PRの積極的展開 | | |
| 事業名 (所管) | 22 いちかわ ふらり まち歩き事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 経済部観光交流推進課 市外からの訪問者をはじめ、市民に対しても、地域の魅力の再発見と地元に対する愛着心を醸成するため、観光スポットめぐりの提案とイベント等を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | ○市内の観光スポットを巡るバスの1日乗車券の販売(事業者による) ・コミュニティバス ・京成バス ・京成トランジットバス ○イベントの実施 ・市内各所のスポットをめぐるスタンプラリー | ○市内の観光スポットを巡るバスの1日乗車券の販売(事業者による) ・コミュニティバス ・京成バス ・京成トランジットバス ○イベントの実施 ・市内各所のスポットをめぐるスタンプラリー | ○市内の観光スポットを巡るバスの1日乗車券の販売(事業者による) ・コミュニティバス ・京成バス ・京成トランジットバス ○イベントの実施 ・市内各所のスポットをめぐるスタンプラリー | |
| 事業費(千円) | 1,970 | 2,000 | 2,000 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 1,970 | 2,000 | 2,000 |
| 数値目標 | 一日乗車券の販売件数(年間・延べ) | | | |
| | 3,500件 | 4,000件 | 4,500件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 新たな「まちの文化」の構築 | | |
| | 小分類 | 市民納涼花火大会、市民まつりなどの継続と発展 | | |
| 事業名 (所管) | 観光イベント振興事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市川市民納涼花火大会実行委員会が主催する「市川市民納涼花火大会」の負担金を拠出し、市川市民納涼花火大会を開催することにより、ふるさと意識の高揚を図る。また、いちかわ市民まつり実行委員会が主催する「いちかわ市民まつり」の負担金を拠出し、市民まつりを開催することにより、市民の交流とふれあいの場を提供する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 新たな文化的資源の創出と情報発信 | | |
| | 小分類 | PRの積極的展開 | | |
| 事業名 (所管) | アイ・リンクタウン展望施設運営事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市川市の玄関のシンボルとして、地上150mから市川市内、東京方面、東京湾などの眺望を新たな観光資源として市内外に広くPRし、多くの観光客を誘致し、地域の活性化を図る。 また、観光資源や物産品等を紹介するとともに、喫茶スペースを設けて来場者の憩いと交流の場を提供する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 多文化共生のまちづくり | | |
| | 小分類 | 国際交流事業の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 多文化共生推進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市立小学校6年生の児童を対象に異国の食文化を通して、その国や地域について学習する場を提供する。 | | | |

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

17 危機管理・消防

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | 危機管理体制の強化 | | |
| | 小分類 | 総合的な減災対策の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 23 防災用品備蓄事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 安全で安心なまちを実現するため、大災害の発生に備え、避難者支給用の食料品や生活必需品等の災害用備蓄品及び防災資器材等を計画的に購入する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○食料品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ米 ・サバイバルフーズ ・粉乳 ○飲料水の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル飲料水 ○生活必需品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳瓶 ・哺乳瓶洗浄剤 ・救急箱（収容物更新） ・毛布 ・ガソリン ○防災倉庫等の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫 ・煙中脱出訓練用テント | <ul style="list-style-type: none"> ○食料品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ米 ・サバイバルフーズ ・粉乳 ○飲料水の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル飲料水 ○生活必需品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳瓶 ・哺乳瓶洗浄剤 ・救急箱（収容物更新） ・毛布 ・ガソリン ○防災倉庫等の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫 | <ul style="list-style-type: none"> ○食料品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ米 ・サバイバルフーズ ・粉乳 ○飲料水の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル飲料水 ○生活必需品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳瓶 ・哺乳瓶洗浄剤 ・救急箱（収容物更新） ・毛布 ・ガソリン ○防災倉庫等の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫 | |
| 事業費(千円) | 11,061 | 11,080 | 11,080 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 11,061 | 11,080 | 11,080 |
| 数値目標 | 想定避難者一人当たり（成人）の食料品の備蓄量（年度末） | | | |
| | 3食 | 3食 | 3食 | |

| | | | | |
|---------------|---|---|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 危機管理体制の強化 | | |
| | 小分類 | 自助・共助を基本とした地域防災力の向上 | | |
| 事業名 (所管) | 24 地域防災力強化事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 災害発生時における地域住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織へ防災用品等の購入費用の一部を補助する。また、自治会等で実施する訓練への支援や市川市総合防災訓練を実施し、市民、事業者の防災意識の向上を図り、地域防災力の強化を進める。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○自治会連合協議会の防災活動に対する支援 ・市川市自治会連合協議会の防災活動に対する費用の一部を補助 ○自主防災組織資器材購入費等補助金 ・防災資器材等を購入または修繕する自主防災組織に対し、費用の一部を補助 ○防災訓練等の実施 ・防災訓練 ・防災講演会 ・総合防災訓練 ○小学校区防災拠点協議会の設立の推進・活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治会連合協議会の防災活動に対する支援 ・市川市自治会連合協議会の防災活動に対する費用の一部を補助 ○自主防災組織資器材購入費等補助金 ・防災資器材等を購入または修繕する自主防災組織に対し、費用の一部を補助 ○防災訓練等の実施 ・防災訓練 ・防災講演会 ・総合防災訓練 ○小学校区防災拠点協議会の設立の推進・活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治会連合協議会の防災活動に対する支援 ・市川市自治会連合協議会の防災活動に対する費用の一部を補助 ○自主防災組織資器材購入費等補助金 ・防災資器材等を購入または修繕する自主防災組織に対し、費用の一部を補助。 ○防災訓練等の実施 ・防災訓練 ・防災講演会 ・総合防災訓練 ○小学校区防災拠点協議会の設立の推進・活動支援 | |
| 事業費(千円) | 7,239 | 6,239 | 8,239 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 7,239 | 6,239 | 8,239 |
| 数値目標 | 自主防災組織資器材購入費等補助金の支給件数(年間・実) | | | |
| | 40 件 | 30 件 | 50 件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|--|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 消防力の強化 | | |
| | 小分類 | 消防体制の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 消防活動車両整備事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 老朽化又は他の法令により、使用できなくなる消防車両を調査、検討したうえで更新計画を立て、計画的に消防車両等の導入を図る。 | | | |

18 治水

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|---|--------------|---------|
| 分類 | 中分類 | 水害のないまち | | | |
| | 小分類 | 雨水排除、雨水排水施設の整備 | | | |
| 事業名 (所管) | 25 公共下水道整備雨水事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| 事業概要 | 水と緑の部河川・下水道建設課 市街地における浸水被害の軽減を図るため、市川南排水区および高谷・田尻排水区の雨水管渠およびポンプ場の整備等を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○雨水管渠建設工事委託 (3 箇所) ・市川南 7 号幹線 ・市川南 11 号幹線 ・高谷・田尻排水区外環内回り雨水管渠 ○雨水管渠建設工事 (3 箇所) ・市川南 12 号幹線 ・高谷 2 号幹線 ・高谷・田尻排水区外環内回り雨水管渠 ○実施(詳細)設計 ・市川南 3 号幹線 ・高谷 2 号幹線 ○市川南ポンプ場整備 ・土地購入 | <ul style="list-style-type: none"> ○雨水管渠建設工事委託 (1 箇所) ・市川南 11 号幹線 ○雨水管渠建設工事 (3 箇所) ・市川南 3 号幹線 ・高谷 1 号幹線 ・高谷 2 号幹線 ○実施(詳細)設計 ・高谷 1 号幹線 ・市川南第 4 排水区 ○市川南ポンプ場整備 ・市川南ポンプ場建設工事 ・市川南排水樋管建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○雨水管渠建設工事 (4 箇所) ・市川南 3 号幹線 ・高谷 1 号幹線 ・高谷 2 号幹線 ・市川南第 4 排水区 ○市川南ポンプ場整備 ・市川南ポンプ場建設工事 ・市川南排水樋管建設工事 | | |
| 事業費(千円) | 3,005,321 | | 1,036,847 | | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 562,980 | 433,970 | 438,680 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 1,068,900 | 597,400 | 759,800 |
| | | その他 | 1,329,560 | 0 | 0 |
| 一般財源 | | 43,881 | 5,477 | 80 | |
| 数値目標 | 雨水管渠整備延長(年間) | | | | |
| | 3,321m | 488m | 160m | | |

| | | | | |
|---------------|---|---|---|---------|
| 分類 | 中分類 | 水害のないまち | | |
| | 小分類 | 雨水排除、雨水排水施設の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 26 蓋架柵渠(ふたかけさつきよ)改修事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 歩行者の安全な通行及び排水機能の確保を図るため、老朽化の進む上部を歩道として利用している蓋架柵渠の改修を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○蓋架柵渠の改修実施設計 (2 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本北方 2 丁目 29 番～3 丁目 20 番地先 ・湊新田 1 丁目 3 番～行徳駅前 4 丁目 22 番地先 <p>○蓋架柵渠の改修工事 (3 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本北方 2 丁目 1 番～6 番地先 ・塩焼 1 丁目 2 番地先 ・南行徳 2 丁目 13 番～20 番地先 | <p>○蓋架柵渠の改修実施設計 (4 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本北方 3 丁目 19 番地先 ・富浜 1 丁目 3 番～7 番地先 ・入船 7 番～14 番地先 ・香取 1 丁目 3 番～福栄 3 丁目 3 番地先 <p>○蓋架柵渠の改修工事 (5 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本北方 3 丁目 20 番地先 ・湊新田 2 丁目 1 番～行徳駅前 4 丁目 22 番地先 ・富浜 1 丁目 7 番～8 番地先 ・欠真間 2 丁目 19 番～23 番地先 ・南行徳 2 丁目 1 番～5 番地先 | <p>○蓋架柵渠の改修実施設計 (4 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曾谷 8 丁目 17 番～18 番地先 ・湊新田 1 丁目 3 番～湊新田 2 丁目 4 番地先 ・福栄 3 丁目 10 番～13 番地先 ・新井 1 丁目 15 番～新井 2 丁目 1 番地先 <p>○蓋架柵渠の改修工事 (7 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本北方 3 丁目 19 番地先 ・本北方 2 丁目 29 番～32 番地先 ・富浜 1 丁目 3 番～7 番地先 ・入船 7 番～14 番地先 ・湊新田 1 丁目 3 番～6 番地先 ・福栄 3 丁目 2 番～3 番地先 ・南行徳 1 丁目 6 番～8 番地先 | |
| 事業費(千円) | 136,000 | 276,300 | 331,300 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 59,675 | 108,147 | 128,755 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 68,400 | 167,800 | 202,100 |
| | その他 | 0 | | 0 |
| | 一般財源 | 7,925 | 353 | 445 |
| 数値目標 | 改修工事完了延長 (年間) | | | |
| | 594m | 993m | 1,211m | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 水害のないまち | | |
| | 小分類 | 雨水排除、雨水排水施設の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 排水路整備事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 浸水常襲地域の被害の軽減を図るため、「市川市雨水排水基本計画」に位置づけられた排水路を整備する。 | | | |

19 防犯

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|---|
| 分類 | 中分類 | 防犯まちづくりの推進 | | | |
| | 小分類 | 住民による自主的な防犯活動の推進 | | | |
| 事業名 (所管) | 27 防犯対策事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 住民による自主的な防犯活動の推進を図るため、自治会等の自主防犯活動を実施する団体への支援、ボランティアパトロールの普及推進、地域団体による防犯カメラの設置費用の一部の補助等を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動支援事業 ・防犯パトロールを実施している自治会等に対し、必要物品を提供 ○ボランティアパトロール事業 ・登録者にパトロール用帽子を貸与 ○地域出動式 ・地域の自治会や関連団体が一堂に会する防犯パトロール出動式の開催 ○防犯講演会 ・市民防犯講演会の開催(1回) ○防犯カメラ設置事業補助金 ・防犯パトロールを実施している自治会および商店会等に対し、公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置費および機器購入費の一部を補助(補助率1/2, 上限額20万円) | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動支援事業 ・防犯パトロールを実施している自治会等に対し、必要物品を提供 ○ボランティアパトロール事業 ・登録者にパトロール用帽子を貸与 ○地域出動式 ・地域の自治会や関連団体が一堂に会する防犯パトロール出動式の開催 ○防犯講演会 ・市民防犯講演会の開催(1回) ○防犯カメラ設置事業補助金 ・防犯パトロールを実施している自治会および商店会等に対し、公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置費および機器購入費の一部を補助(補助率1/2, 上限額20万円) | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動支援事業 ・防犯パトロールを実施している自治会等に対し、必要物品を提供 ○ボランティアパトロール事業 ・登録者にパトロール用帽子を貸与 ○地域出動式 ・地域の自治会や関連団体が一堂に会する防犯パトロール出動式の開催 ○防犯講演会 ・市民防犯講演会の開催(1回) ○防犯カメラ設置事業補助金 ・防犯パトロールを実施している自治会および商店会等に対し、公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置費および機器購入費の一部を補助(補助率1/2, 上限額20万円) | | |
| | 事業費(千円) | 6,460 | 6,460 | 6,460 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 850 | 850 | 850 | |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | |
| | 一般財源 | 5,610 | 5,610 | 5,610 | |
| 数値目標 | ボランティアパトロール登録者数(年度末・累計) | | | | |
| | 3,300人 | 3,400人 | 3,500人 | | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 防犯まちづくりの推進 | | |
| | 小分類 | 子どもたちを守るまちづくりの推進 | | |
| 事業名 (所管) | 青色防犯パトロール推進事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 防犯まちづくりを推進するため、市内全域で青色防犯パトロールを実施するとともに、民間の活動団体への支援を行う。 | | | |

20 交通安全

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|---|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 道路の安全性向上 | | |
| | 小分類 | 橋梁の維持管理 | | |
| 事業名 (所管) | 28 橋りょう長寿命化計画事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 市が管理を行う橋りょうの計画的な維持修繕による延命化を図るため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、点検・修繕工事を計画的に行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○定期点検 ・ 85 橋 (千鳥橋外) ○修繕工事 (2 箇所) ・ 新根本橋 ・ 菅野 6 丁目無名橋 | <ul style="list-style-type: none"> ○定期点検 ・ 19 橋 ○耐震化及び橋りょう修繕 工事詳細設計 ・ 4 箇所 ○修繕工事 ・ 3 箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ○定期点検 ・ 4 橋 ○耐震化及び橋りょう修繕 工事詳細設計 ・ 3 箇所 ○修繕工事 ・ 4 箇所 | |
| 事業費(千円) | | 120,000 | 90,172 | 106,220 |
| | 国庫支出金 | 28,600 | 18,777 | 29,806 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 82,200 | 13,826 | 21,949 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 9,200 | 57,569 | 54,465 |
| 数値目標 | 修繕工事完了箇所数 (年間) | | | |
| | | 2 箇所 | 3 箇所 | 4 箇所 |

| | | | | |
|----------------|---|------------------------|------------------------|--------|
| 分類 | 中分類 | 道路の安全性の向上 | | |
| | 小分類 | 道路の改良・拡幅 | | |
| 事業名 (所管) | 29 まごころ道路整備事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | すれ違いが困難な狭あいな道路において、地域住民の安全な道路環境を整備するため「まごころゾーン」と称する待機スペースを部分的に整備する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○整備用地の取得・道路工事 (3 箇所) ・若宮 2 丁目 ・下貝塚 1 丁目 ・下貝塚 2 丁目 | ○整備用地の取得・道路工事 ・3 箇所 | ○整備用地の取得・道路工事 ・3 箇所 | |
| 事業費(千円) | | 42,637 | 47,000 | 48,000 |
| | 国庫支出金 | 7,035 | 7,100 | 7,100 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 31,000 | 35,000 | 35,000 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| (財源内訳) 一般財源 | 4,602 | 4,900 | 5,900 | |
| 数値目標 | 整備箇所数(年間) | | | |
| | | 3 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|-----------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 道路の安全性の向上 | | |
| | 小分類 | 道路施設の維持管理 | | |
| 事業名 (所管) | 道路パトロール補修事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市川市が管理する道路をパトロールするとともに、舗装の剥がれ等に応急処置を行い、道路の補修等に関する市民通報に迅速に対応する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|--------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 交通安全に関する意識啓発 | | |
| | 小分類 | 自転車安全利用の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 自転車安全利用啓発事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 「市川市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用に関する普及啓発として、市内全ての公立小学校で自転車安全教室、民間企業や自治会等を対象とした講習会の実施、駅前など街頭での啓発活動を警察や交通安全団体と協働して行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-----------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 道路の安全性の向上 | | |
| | 小分類 | 道路の改良・拡幅 | | |
| 事業名 (所管) | 狭あい道路対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市で管理する市道等において、道路拡幅部分の土地を市に寄付するものに対し、分筆測量を市で行う若しくは費用の一部を助成し、拡幅部分の整備を行い、狭あい道路における通行や安全性の向上、防災上の問題の解消を図る。 | | | |

21 ユニバーサルデザイン

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|--|---|---------|---|
| 分類 | 中分類 | まちのユニバーサルデザイン化 | | | |
| | 小分類 | 公共交通機関のユニバーサルデザイン化の促進 | | | |
| 事業名 (所管) | 30 交通バリアフリー推進事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 鉄道駅における高齢者・障害者等の移動等の円滑化を図るため、鉄道事業者に対し多機能トイレやスロープ設置等の整備費用の一部を補助する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <p>○鉄道駅エレベーター等整備事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者および地下鉄道事業者が行う車いす対応エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレの整備に要する経費の一部を補助（補助率 1/3 以内） ・整備駅：京成本線鬼越駅 ・事業者：京成電鉄株式会社 ・整備内容：多機能トイレ、スロープ等 | <p>○鉄道駅エレベーター等整備事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者および地下鉄道事業者が行う車いす対応エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレの整備に要する経費の一部を補助（補助率 1/3 以内） ・整備駅：京成本線菅野駅 ・事業者：京成電鉄株式会社 ・整備内容：多機能トイレ、エレベーター等 ・整備駅：J R 二俣新町駅・J R 市川塩浜駅 ・事業者：東日本旅客鉄道株式会社 ・整備内容：内方線付き点状ブロック | <p>○鉄道駅エレベーター等整備事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者および地下鉄道事業者が行う車いす対応エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレの整備に要する経費の一部を補助（補助率 1/3 以内） ・整備駅：京成本線菅野駅 ・事業者：京成電鉄株式会社 ・整備内容：多機能トイレ、エレベーター等 | | |
| 事業費(千円) | | 62,500 | 27,466 | 127,333 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 |
| 一般財源 | | 62,500 | 27,466 | 127,333 | |
| 数値目標 | 補助金の支給件数(年間) | | | | |
| | 1 件 | 3 件 | 1 件 | | |

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | まちのユニバーサルデザイン化 | | |
| | 小分類 | 歩行空間の連続的なユニバーサルデザイン化の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 31 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径 500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進める。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○歩道舗装等の改良工事 (3 箇所) ・南行徳 1 丁目 1 番～2 番地先 ・南八幡 5 丁目 10 番～7 番地先 ・市川南 2 丁目 2 番～5 番地先 | ○歩道舗装等の改良工事 (2 箇所) ・南行徳 1 丁目 8 番～9 番地先 ・南八幡 5 丁目 6 番～平田 3 丁目 9 番地先 | ○歩道舗装等の改良工事 (2 箇所) ・南行徳 1 丁目 9 番～15 番地先 ・市川南 3 丁目 14 番地先 | |
| 事業費(千円) | 87,000 | 60,000 | 70,000 | |
| | 国庫支出金 | 20,020 | 11,000 | 13,750 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 58,400 | 17,100 | 23,625 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 8,580 | 31,900 | 32,625 |
| 数値目標 | 工事完了箇所数(年間) | | | |
| | 3 箇所 | 2 箇所 | 2 箇所 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 公益施設のユニバーサルデザイン化 | | |
| | 小分類 | 多くの人が利用する民間の施設のユニバーサルデザイン化 | | |
| 事業名 (所管) | 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく 届出審査 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 不特定多数のものが利用する一定規模以上の公益施設について、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく、届出審査および適合する施設には適合証の交付を行う。 | | | |

22 道路・交通

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|---|---|--------------|---------|
| 分類 | 中分類 | 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 | | | |
| | 小分類 | 都市計画道路の整備 | | | |
| 事業名 (所管) | 32 都市計画道路 3・4・12 号整備事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| 事業概要 | 外環道路に接続する都市計画道路 3・4・12 号北国分線の未整備区間と交差点改良区間を含めた約 400m の整備を進める。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 1,695.89 m² ・不動産鑑定 11 件 ・公共嘱託登記 1 件 ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・管理柵設置工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・道路詳細設計 ・地質・土質調査 ・家屋等補償調査 (10 件) ・補償説明業務 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 1,014.17 m² ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設道路 (迂回道路) 工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等補償調査 ・補償説明業務 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 1,335.71 m² ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ボックスカルバート築造工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等補償調査 | | |
| 事業費 (千円) | | 259,176 | 503,705 | 469,415 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 65,186 | 137,844 | 158,547 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 102,800 | 101,500 | 116,700 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | | 一般財源 | 91,190 | 264,361 | 194,168 |
| 数値目標 | 各年度に計画した道路用地取得面積に対する進捗率 (年度末) | | | | |
| | 100% | 100% | 100% | | |

| | | | | |
|---------------|---|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 | | |
| | 小分類 | 都市計画道路の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 33 都市計画道路 3・6・32 号整備事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 外環道路に接続する都市計画道路 3・6・32 号市川鬼高線の外環道路接続部から東側の延長 650m 区間を整備すると共に、市川浦安線との交差点に右折レーンを設ける等の改良を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 1,213.79 m² ・不動産鑑定 15 件 ・公共嘱託登記 1 件 ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地管理工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等補償調査 (13 件) | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 1,115.74 m² ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地管理工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・道路詳細設計 ・地質・土質調査 (CBR 試験) ・家屋等補償調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路用地取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 951.52 m² ○整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地管理工事 ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等補償調査 | |
| 事業費(千円) | | 540,631 | 717,658 | 807,755 |
| | 国庫支出金 | 229,594 | 201,353 | 129,571 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 168,900 | 148,200 | 601,900 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 142,137 | 368,105 | 76,284 |
| 数値目標 | 各年度に計画した道路用地取得面積に対する進捗率 (年度末) | | | |
| | | 100% | 100% | 100% |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|----------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 快適な歩行者自転車空間づくり | | |
| | 小分類 | 放置自転車対策の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 放置自転車対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | <p>駅周辺の良い環境を確保するため、街頭指導及び放置自転車の撤去・移送を行う。</p> <p>道路交通部交通計画課</p> | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-----------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 公共交通の充実 | | |
| | 小分類 | 公共交通の利用促進 | | |
| 事業名 (所管) | コミュニティバス運行事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | <p>市内北東部及び南部において交通不便地の解消と地域の足の確保を目的としてコミュニティバスを運行する。</p> <p>道路交通部交通計画課</p> | | | |

23 下水道

▷▷▷重点事業

| 分類 | 中分類 | 水環境の良好な保全と整備 | | |
|---------------|---|--|--|--------------|
| | 小分類 | 下水道処理区域の拡大 | | |
| 事業名 (所管) | 34 公共下水道整備汚水事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 「市川市公共下水道事業計画」に基づき、効率的かつ計画的に整備を進め、下水道の普及率の向上を図る。 水と緑の部河川・下水道建設課 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○管渠布設工事(19 箇所) ・市川幹線区域 (8 箇所) (宮久保地区 2 箇所、北方地区 3 箇所、大野・柏井 3 地区 1 箇所、大野・柏井 4 地区 2 箇所) - 施工延長 3,844m - 整備面積 9ha - 処理人口 908 人 ・松戸幹線区域 (8 箇所) (曾谷・国分地区 2 箇所、中国分地区 3 箇所、国分地区 3 箇所) - 施工延長 3,537m - 整備面積 17ha - 処理人口 1,580 人 ・西浦処理区域 (3 箇所) (中山・二俣地区 3 箇所) - 施工延長 1,010m - 整備面積 3ha - 処理人口 350 人 ○管渠布設実施設計(22 箇所) | ○管渠布設工事 (16 箇所) ・市川幹線区域 (10 箇所) - 整備面積 : 24ha ・松戸幹線区域 (5 箇所) - 整備面積 : 17ha ・西浦処理区域 (1 箇所) - 整備面積 : 2ha ○管渠布設実施設計(18 箇所) | ○管渠布設工事 (18 箇所) ・市川幹線区域 (11 箇所) - 整備面積 : 21ha ・松戸幹線区域 (5 箇所) - 整備面積 : 11ha ・西浦処理区域 (2 箇所) - 整備面積 : 1ha ○管渠布設実施設計 (9 箇所) | |
| 事業費(千円) | 2,790,046 | 3,792,308 | 3,792,308 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 742,250 | 974,000 | 974,000 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 1,773,400 | 2,405,000 | 2,405,000 |
| | その他 | 50,640 | 75,000 | 75,000 |
| | 一般財源 | 223,756 | 338,308 | 338,308 |
| 数値目標 | 整備面積 (年間) | | | |
| | | 29ha | 43ha | 33ha |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 水環境の良好な保全と整備 | | |
| | 小分類 | 老朽化した施設の更新と適切な維持管理 | | |
| 事業名 (所管) | 下水道総合地震対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水と緑の部河川・下水道建設課 「市川市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な既存下水道管路施設の耐震化を図り、震災時においても流下機能を確保する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 水環境の良好な保全と整備 | | |
| | 小分類 | 老朽化した施設の更新と適切な維持管理 | | |
| 事業名 (所管) | 下水道施設長寿命化対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水と緑の部河川・下水道建設課 事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、下水道施設の長寿命化計画に基づき、下水道施設の計画的な改築を行う。 | | | |

24 住宅・住環境

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 | | |
| | 小分類 | 地震・災害に強い住宅の供給、住環境の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 35 耐震診断・改修助成事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 街づくり部建築指導課 現行の耐震基準を満たさない市内既存民間建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に啓発、指導を行なうとともに耐震診断、耐震改修に要する費用の一部を助成する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○無料耐震相談会(簡易耐震相談) ・24回開催 ○耐震促進講演会(市民向け講演) ・1回開催 ○各種補助金の交付 ・木造住宅耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額8万円) ・木造住宅耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額5万円) ・木造住宅耐震改修工事費補助 (補助率23%、上限額40万円) ・木造住宅耐震改修に伴うリフォーム工事費補助 (補助率23%、上限額23万円) ・マンション予備耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額3万4千円) ・マンション本耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額100万円) ・マンション耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額100万円) ・マンション耐震改修工事費補助 (補助率23%、上限額1,000万円) | <ul style="list-style-type: none"> ○無料耐震相談会(簡易耐震相談) ・24回開催 ○耐震促進講演会(市民向け講演) ・1回開催 ○各種補助金の交付 ・木造住宅耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額8万円) ・木造住宅耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額5万円) ・木造住宅耐震改修工事費補助 (補助率23%、上限額40万円) ・木造住宅耐震改修に伴うリフォーム工事費補助 (補助率23%、上限額23万円) ・マンション予備耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額3万4千円) ・マンション本耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額100万円) ・マンション耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額100万円) | <ul style="list-style-type: none"> ○無料耐震相談会(簡易耐震相談) ・24回開催 ○耐震促進講演会(市民向け講演) ・1回開催 ○各種補助金の交付 ・木造住宅耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額8万円) ・木造住宅耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額5万円) ・木造住宅耐震改修工事費補助 (補助率23%、上限額40万円) ・木造住宅耐震改修に伴うリフォーム工事費補助 (補助率23%、上限額23万円) ・マンション予備耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額3万4千円) ・マンション本耐震診断費補助 (補助率2/3、上限額100万円) ・マンション耐震改修設計費補助 (補助率2/3、上限額100万円) | |
| 事業費(千円) | 17,216 | 7,216 | 7,216 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 8,556 | 3,556 | 3,556 |
| | 県支出金 | 1,117 | 1,117 | 1,117 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 7,543 | 2,543 | 2,543 |
| 数値目標 | 各種補助金の支給件数(年間・実) | | | |
| | 32件 | 31件 | 31件 | |

| | | | | |
|---------------|--|---|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現 | | |
| | 小分類 | 良好な住宅環境の整備支援 | | |
| 事業名 (所管) | 36 空き家対策事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 周辺の住環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家等の所有者等に対し、助言や指導等の措置および支援等を講ずるとともに、公共用地として活用できる場合には除却費用の補助することで、除却の推進を図る。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○空家特別措置法にもとづく指導等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・指導 ・是正 ○特定空家除却・跡地活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に悪影響を及ぼす空家（特定空家）を除却した跡地を市に対して無償で貸すことを条件として、除却費用に対する補助（補助率1/2、上限額50万円） ○「空家等対策計画」の策定 ○「協議会」の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○空家特別措置法にもとづく指導等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・指導 ・是正 ○特定空家除却・跡地活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に悪影響を及ぼす空家（特定空家）を除却した跡地を市に対して無償で貸すことを条件として、除却費用に対する補助（補助率1/2、上限額50万円） ○「協議会」の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○空家特別措置法にもとづく指導等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・指導 ・是正 ○特定空家除却・跡地活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に悪影響を及ぼす空家（特定空家）を除却した跡地を市に対して無償で貸すことを条件として、除却費用に対する補助（補助率1/2、上限額50万円） ○「協議会」の運営 | |
| 事業費(千円) | | 5,336 | 5,152 | 5,152 |
| | 国庫支出金 | 250 | 250 | 250 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 175 | 175 | 175 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 4,911 | 4,727 | 4,727 |
| 数値目標 | 空家特別措置法にもとづく是正（適切な管理への是正）件数（年間・実） | | | |
| | | 80件 | 80件 | 80件 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|----------------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 | | |
| | 小分類 | 分譲マンションの適切な維持管理の支援 | | |
| 事業名 (所管) | マンション管理支援事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| | | 街づくり部住環境整備課 | | |
| 事業概要 | 管理組合へマンション管理士を派遣することで、知識・情報の提供や啓発により、適切なマンション管理へ誘導し、良好な住宅ストックとして維持をはかる。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|----------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 | | |
| | 小分類 | 地震・災害に強い住宅の供給、住環境の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 危険コンクリートブロック塀等除去事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| | | 街づくり部建築指導課 | | |
| 事業概要 | 地震による危険コンクリートブロック塀等の倒壊の被害から市民の生命及び身体を保護するため、危険コンクリートブロック塀等の除却を行うものに対して除却に要する費用の一部を助成する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現 | | |
| | 小分類 | 良好な住宅環境の整備支援 | | |
| 事業名 (所管) | あんしん住宅推進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| | | 街づくり部住環境整備課 | | |
| 事業概要 | 住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育て配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を助成する。また、分譲マンションの共用部において、バリアフリー又は浸水対策のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部についても助成する。 | | | |

25 公共施設

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|---|-----------|-----------|
| 分類 | 中分類 | 公共施設等の有効的効率的な活用 | | | |
| | 小分類 | 公共施設等の整備・再編 | | | |
| 事業名 (所管) | 37 庁舎整備事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 利用者の安全と防災拠点機能の確保、さらには質の高い市民サービスを提供するため、本庁舎の建替えに向け、新第2庁舎の建設に続いて新第1庁舎の建設を行う。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○新第1庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事及び整備工事(8%) ○新第2庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事 ・周辺家屋等事後調査および損傷補償 ・什器購入 ○ワークショップ等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働スペース運用にかかる市民ワークショップ 4回 ・ファシリテーション研修 3回 | <ul style="list-style-type: none"> ○新第1庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事(30%) | <ul style="list-style-type: none"> ○新第1庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事(62%) ・什器購入 | | |
| 事業費(千円) | | 7,337,142 | 3,893,610 | 7,142,710 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 113,344 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 4,797,700 | 3,058,700 | 4,727,500 |
| | | その他 | 2,002,371 | 500,000 | 2,050,000 |
| | | 一般財源 | 537,071 | 334,910 | 251,866 |
| 数値目標 | 各年度に計画した新第1庁舎整備工事の出来高に対する進捗(年間) | | | | |
| | 100% | 100% | 100% | | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 公共施設等の有効的、効率的な活用 | | |
| | 小分類 | 公共施設の整備・再編 | | |
| 事業名 (所管) | 公共施設マネジメント事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 公共施設等総合管理計画および用途ごとの個別計画に基づき、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進を図る。 | | | |

26 土地利用

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|----------------|---------|
| 分類 | 中分類 | 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 | | |
| | 小分類 | 市街化調整区域における適切な土地利用 | | |
| 事業名 (所管) | 38 J R 武蔵野線沿線まちづくり事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | J R 武蔵野線沿線に位置する北東部地域において、地域が有する資源を活かしつつ土地利用における課題解決や交通環境の向上等を図るため、武蔵野線沿線の新駅設置を核とした魅力あるまちづくりを誘導する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | ○事業実施に向けた調査業務等 ・地質調査 | ○事業実施に向けた調査業務等 ・現況測量 ○新駅整備 ・概略設計 | ○新駅整備 ・詳細設計 | |
| 事業費(千円) | 4,500 | 150,000 | 150,000 | |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 4,500 | 150,000 | 150,000 |
| 数値目標 | 各年度に計画した事業に対する進捗(年間) | | | |
| | 100% | 100% | 100% | |

| | | | | |
|---------------|---|--|---------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり | | |
| | 小分類 | 行徳臨海部のまちづくり | | |
| 事業名 (所管) | 39 塩浜地区整備事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 「塩浜地区まちづくり基本計画」にもとづき、三番瀬の海辺などの自然環境や利便性の高い交通機能などの地域特性を活かした、市民が海辺に親しめる行徳臨海部のまちづくりを進める。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○塩浜地区整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 市所有地にある既設管理柵の撤去（延長 1,580m） 都市計画道路 3・4・34 号用地取得（買戻し） | <p>○塩浜地区整備工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・4・34 号の整備（整備面積 2,280 m²） 都市計画道路 3・4・34 号用地取得（買戻し） | — | |
| 事業費(千円) | | 85,856 | 133,653 | 0 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 85,856 | 133,653 | 0 |
| 数値目標 | 各年度に計画した整備事業に対する進捗（年間） | | | |
| | | 100% | 100% | — |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|------------------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 | | |
| | 小分類 | 既成市街地の計画的な再整備 | | |
| 事業名 (所管) | 都市計画制度の運用 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 都市計画マスタープランに描く将来都市像の実現を図るため、都市計画制度を運用し、土地利用規制（区域区分、地域地区等）、都市施設（道路、公園、下水道等）、市街地開発事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）などを定める。 | | | |
| | | 街づくり部都市計画課 | | |

27 景観

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|--------|--|
| 分類 | 中分類 | まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成 | | | |
| | 小分類 | 市民や地域が主体となる景観まちづくり | | | |
| 事業名 (所管) | 40 都市景観形成事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 美しい景観づくりに向け、景観計画に基づくまち並み景観の向上への取り組み、ガーデニングによる市民交流を通じた景観意識の高揚とまち並み景観の向上、また、良好な景観形成を図るため、市民や地域が主体となる景観まちづくりを推進する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○まち並み景観の向上への取り組み ・イルミネーションの設置 (市内主要駅を中心に設置) ・イルミネーションコンテストの実施 ・美しいまち並み協定の締結 ○ガーデニング・シティいちかわの推進 ・ガーデニングサポーター制度の運営 ・ガーデニングコンテスト(2回) ・オープンガーデン(2回) ・協働花づくり(2回) ・ガーデニングボランティアの運営 ・婚姻届を提出した夫婦へミニバラを贈呈 ○景観まちづくりの推進 ・景観アドバイザーによる景観形成推進指導 ・いちかわ景観100選マップの配布 ・景観活動団体へ補助金の交付 ・景観賞の表彰 | <ul style="list-style-type: none"> ○まち並み景観の向上への取り組み ・イルミネーションの設置 (市内主要駅を中心に設置) ・イルミネーションコンテストの実施 ・美しいまち並み協定の締結 ○ガーデニング・シティいちかわの推進 ・ガーデニングサポーター制度の運営 ・ガーデニングコンテスト(2回) ・オープンガーデン(2回) ・協働花づくり(2回) ・ガーデニングボランティアの運営 ・婚姻届を提出した夫婦へミニバラを贈呈 ○景観まちづくりの推進 ・景観アドバイザーによる景観形成推進指導 ・いちかわ景観100選マップの配布 ・景観活動団体へ補助金の交付 ・景観賞の表彰 | <ul style="list-style-type: none"> ○まち並み景観の向上への取り組み ・イルミネーションの設置 (市内主要駅を中心に設置) ・イルミネーションコンテストの実施 ・美しいまち並み協定の締結 ○ガーデニング・シティいちかわの推進 ・ガーデニングサポーター制度の運営 ・ガーデニングコンテスト(2回) ・オープンガーデン(2回) ・協働花づくり(2回) ・ガーデニングボランティアの運営 ・婚姻届を提出した夫婦へミニバラを贈呈 ○景観まちづくりの推進 ・景観アドバイザーによる景観形成推進指導 ・いちかわ景観100選マップの配布 ・景観活動団体へ補助金の交付 ・景観賞の表彰 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|--------|--|---------|---------|---------|
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 34,333 | 34,333 | 34,333 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 34,333 | 34,333 | 34,333 |
| 数値目標 | 各種イベント等の参加者数※(年間・延べ) ※ガーデニングコンテスト、オープンガーデン、協働花づくりの計 | | | |
| | 12,600人 | 12,600人 | 12,600人 | 12,600人 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|---------|--|----------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成 | | |
| | 小分類 | 景観に配慮した公共空間づくり | | |
| 事業名(所管) | 景観法に基づく届出・確認制度 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 一定規模以上の建築物の建築・増築・修繕や工作物の新設などを行う場合、景観法で定める届出および通知を受理することにより、建物の配置、外観デザイン、色彩などについて定めた基準を遵守しているか確認を行い、基準に適合しない場合には勧告・変更命令を行う。 | | | |

28 商工業

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|--------|--|
| 分類 | 中分類 | 商工業の活性化 | | | |
| | 小分類 | 起業の促進 | | | |
| 事業名 (所管) | 41 女性起業家支援事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 | |
| 事業概要 | 女性の起業者や起業予定者に対して、創業支援事業計画に基づく各種支援事業を実施し、女性が起業しやすく、また、経営の安定化を図ることができる環境づくりを推進する。 | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <p>○女性起業セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、起業前に準備すべきことなどを学ぶセミナーを開催（1回） <p>○女性起業塾</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、実践的なカリキュラムでビジネスプランの作成等を行う起業塾を開催（5回） <p>○女性等創業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で新たに創業する者に対し、事業に直接従事する従業員に対する給与等の経費を補助（補助率 2/3、上限額 100 万円）（1回） <p>○レディービジネスコンテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点・発想による新しいビジネスプランを表彰することで、女性起業家の育成・気運の醸成をはかるコンテストを開催（1回） <p>○起業家交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業家同志の出会いやビジネスの広がりにつながるチャンスとなる交流会を開催（1回） | <p>○女性起業セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、起業前に準備すべきことなどを学ぶセミナーを開催（1回） <p>○女性起業塾</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、実践的なカリキュラムでビジネスプランの作成等を行う起業塾を開催（5回） <p>○女性等創業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で新たに創業する者に対し、事業に直接従事する従業員に対する給与等の経費を補助（補助率 2/3、上限額 100 万円）（1回） <p>○レディービジネスコンテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点・発想による新しいビジネスプランを表彰することで、女性起業家の育成・気運の醸成をはかるコンテストを開催（1回） <p>○起業家交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業家同志の出会いやビジネスの広がりにつながるチャンスとなる交流会を開催（1回） | <p>○女性起業セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、起業前に準備すべきことなどを学ぶセミナーを開催（1回） <p>○女性起業塾</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で起業を目指す、または起業間もない女性を対象に、実践的なカリキュラムでビジネスプランの作成等を行う起業塾を開催（5回） <p>○女性等創業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で新たに創業する者に対し、事業に直接従事する従業員に対する給与等の経費を補助（補助率 2/3、上限額 100 万円）（1回） <p>○レディービジネスコンテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点・発想による新しいビジネスプランを表彰することで、女性起業家の育成・気運の醸成をはかるコンテストを開催（1回） <p>○起業家交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業家同志の出会いやビジネスの広がりにつながるチャンスとなる交流会を開催（1回） | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|--------|------------------------|-------|-------|-------|
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 6,106 | 6,106 | 6,106 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 100 | 100 | 100 |
| | 一般財源 | 6,006 | 6,006 | 6,006 |
| 数値目標 | 各種事業の参加者数・支給件数の計(年間・実) | | | |
| | 120件 | 120件 | 120件 | |

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 商工業の活性化 | | |
| | 小分類 | 企業誘致の促進及び既存企業の支援 | | |
| 事業名 (所管) | 42 地域ブランド活性化事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 「市川のなし」をはじめとする農産物や水産物、市民の花として親しまれているバラなど本市の地域資源を掘り起こし、それを活用した新たな商品の開発・PRを行うことで、魅力のある商店づくりを推進し、地域経済の活性化を図る。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○地域ブランド商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川のなし活用商品 ・市川産トマト活用商品 ・「いちかわバラ物語」和洋菓子 ・市川のおさかな ・行徳産品 <p>○PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成 | <p>○地域ブランド商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川のなし活用商品 ・市川産トマト活用商品 ・「いちかわバラ物語」和洋菓子 ・市川のおさかな ・行徳産品 <p>○PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成 | <p>○地域ブランド商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川のなし活用商品 ・市川産トマト活用商品 ・「いちかわバラ物語」和洋菓子 ・市川のおさかな ・行徳産品 <p>○PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成 | |
| 事業費(千円) | 3,130 | 3,130 | 3,130 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 3,130 | 3,130 | 3,130 |
| 数値目標 | 参加店舗数(年度末・累計) | | | |
| | 130 店 | 135 店 | 140 店 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|---|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 商工業の活性化 | | |
| | 小分類 | 経営基盤強化に向けた支援 | | |
| 事業名 (所管) | 中小企業融資制度 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 中小企業者の事業資金調達を容易にするため、市融資制度の取扱金融機関に融資原資の一部を預託する。また中小企業者に対し利子補給をすることにより、金利負担を軽減し、経営の安定化と中小企業の振興を図る。 | | | |

29 都市農業

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | 活気に満ちた農業の推進 | | |
| | 小分類 | 農業経営等の支援 | | |
| 事業名 (所管) | 43 施設園芸支援事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 経済部農政課 都市農業の振興を目的として、施設園芸ハウスの新設・規模拡大や省エネルギー機器の導入等を支援し、施設園芸栽培の推進と農業経営の安定化を図る。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○施設園芸ハウス導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸ハウスの新設等に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 1a 当たり 80 万円） <p>○環境保全型園芸支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した付帯設備導入、規模拡大にともなう施設改修に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 200 万円/件） | <p>○施設園芸ハウス導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸ハウスの新設等に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 1a 当たり 80 万円） <p>○環境保全型園芸支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した付帯設備導入、規模拡大にともなう施設改修に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 200 万円/件） | <p>○施設園芸ハウス導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸ハウスの新設等に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 1a 当たり 80 万円） <p>○環境保全型園芸支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した付帯設備導入、規模拡大にともなう施設改修に要する費用の補助（補助率 1/2、上限額 200 万円/件） | |
| 事業費(千円) | 2,600 | 2,600 | 4,200 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 2,600 | 2,600 | 4,200 |
| 数値目標 | 各種補助金の支給件数（年間・実） | | | |
| | 2 件 | 2 件 | 3 件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 環境に配慮した農業の推進 | | |
| | 小分類 | 安全安心に配慮した農作物の生産支援 | | |
| 事業名 (所管) | 都市農業振興支援事業 | 基礎的 経済部農政課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | <p>都市農業の振興に向けて、農業生産施設・省力機械等の整備に対する補助金など農業経営への支援、認定農業者制度等を活用した農業者の育成・確保、減農薬栽培等の環境保全型農業への取り組みを推進するとともに、市川産農産物のPRイベント等を実施し、その普及拡大を図る。</p> <p>また、野生鳥獣による農作物への被害を抑制するための対策を推進する。</p> | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民に親しまれる農業の推進 | | |
| | 小分類 | 市民農園等の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 体験農園事業 | 基礎的 経済部農政課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | <p>市内の遊休農地を活用した作物の栽培体験を通して、市民の農業に対する理解を深めてもらうとともに、地産地消等の食育や健康づくりの実践の場として市民農園の整備・運営を行う。</p> | | | |

30 水産業

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 | | |
| | 小分類 | 漁業環境の整備 | | |
| 事業名 (所管) | 44 市川漁港整備事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 行徳支所地域整備課 漁業環境の向上を図るため、市川漁港の整備を行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○漁港整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設工事 (西 1 号防波堤、西突堤) ・浚渫工事 (西 1 号防波堤、西突堤部分) ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査 (水質、底質) ・実施設計 (係留施設) | <ul style="list-style-type: none"> ○漁港整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設工事 (西 2 号防波堤) ・浚渫工事 (西 2 号防波堤部分) ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査 (水質、底質) ・特殊資材等単価調査 (物揚場) | <ul style="list-style-type: none"> ○漁港整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・係留施設工事 (物揚場) ○設計・調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査 (水質、底質) ・特殊資材等単価調査 (浮栈橋) | |
| 事業費(千円) | 960,000 | 245,500 | 523,500 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 370,900 | 106,900 | 250,000 |
| | 市債 | 489,800 | 112,300 | 235,000 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 99,300 | 26,300 | 38,500 |
| 数値目標 | 各年度に計画した漁港整備工事に対する進捗 (年間) | | | |
| | 100% | 100% | 100% | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|---|---|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民と共存する都市型水産業の振興 | | |
| | 小分類 | 水産業のPR活動の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 魚食文化フォーラム事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">基礎的</div> | <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">制度区分</div> | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 生産者、消費者、小売業者等で構成された魚食文化フォーラム実行委員会が行う水産物消費拡大等の事業に負担金を支出する。 | | | |

基本目標 4 人と自然が共生するまち

31 自然環境

▷▷▷重点事業

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------------|-------|
| 分類 | 中分類 | 生物多様性の確保 | | | |
| | 小分類 | 市内の自然環境の実態把握 | | | |
| 事業名 (所管) | 45 生物多様性等推進事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) | |
| 事業概要 | <p>生物多様性いちかわ戦略に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するため、関連施策の総合調整を行うとともに、生物多様性の実態把握のためのモニタリング調査、多様な主体との協働を目指した啓発活動等を実施する。</p> <p>また、2020年のいちかわ戦略の見直しを見据えて、基礎データを収集するため水生生物調査を実施し、見直しに向けた作業を行う。</p> | | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境政策専門員による専門的調査 ・市民参加型調査 ○啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性セミナー（1回） ○関連施策の総合調整 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性いちかわ戦略推進会議（2回） | <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ・専門機関による水生生物調査 ・自然環境政策専門員による専門的調査 ・市民参加型調査 ○啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性セミナー（2回） ○関連施策の総合調整 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性いちかわ戦略推進会議（2回） | <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境政策専門員による専門的調査 ・市民参加型調査 ○啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性セミナー（1回） ○関連施策の総合調整及びいちかわ戦略の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性いちかわ戦略推進会議（4回） | | |
| 事業費(千円) | | 1,992 | 5,100 | 2,050 | |
| | (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | | 一般財源 | 1,992 | 5,100 | 2,050 |
| 数値目標 | モニタリング調査（市民）および啓発事業への参加者数（年間・延べ） | | | | |
| | | 160 人 | 180 人 | 170 人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|---|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 生物多様性の確保 | | |
| | 小分類 | 市内の自然環境の実態把握 | | |
| 事業名 (所管) | 自然環境管理事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 樹林地評価制度の運用、民有緑地等の保全協定の締結、みどりのボランティアの活動支援等を実施するほか、大柏ビジターセンター等の管理や自然観察会の実施により、市民に身近な自然と親しむ場を提供する。また、絶滅危惧種イノカシラフラスコモなど野生生物の保護保全に関する取り組みを行う。 | | | |

32 公園・緑地

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|----------------|-----------------------------------|---------|
| 分類 | 中分類 | 魅力ある公園の提供 | | |
| | 小分類 | 魅力ある都市公園づくり | | |
| 事業名 (所管) | 46 小塚山公園整備事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 隣接する堀之内貝塚公園との連携強化を図り、特色ある地区公園づくりのため、小塚山公園の拡充整備を行う。(整備面積：1.9ha) 水と緑の部公園緑地課 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | ○公園整備 ・測量 ・地質調査 ・埋蔵文化財調査 ・用地取得 | ○公園整備 ・実施設計 | ○公園整備 ・西側整備工事 (整備面積：1.37ha) | |
| 事業費(千円) | | 9,650 | 6,000 | 163,000 |
| | 国庫支出金 | 1,500 | 3,000 | 80,000 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 1,300 | 2,700 | 72,000 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 6,850 | 300 | 11,000 |
| 数値目標 | 各年度に計画した整備事業に対する進捗(年間) | | | |
| | 100% | 100% | 100% | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域の緑の保全と活用 | | |
| | 小分類 | 樹林地としての保全の活用 | | |
| 事業名 (所管) | 斜面緑地崩壊対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水と緑の部公園緑地課 急傾斜地崩壊危険個所に指定されている市所有の緑地の崩壊を防ぐため、斜面整備を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|----------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 花と緑が豊かなまちづくり | | |
| | 小分類 | 花と緑が豊かな公共施設づくり | | |
| 事業名 (所管) | 公園施設維持管理事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水と緑の部公園緑地課 ガーデニング・シティいちかわ事業により公共施設等に整備されたバラ・草花等の維持管理を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 水と緑のネットワーク形成 | | |
| | 小分類 | 地域の資産活用と健康増進の場の提供 | | |
| 事業名 (所管) | 青空こども広場整備事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水と緑の部公園緑地課 就学前児童を対象に安心して遊べる空間を確保するため、青空こども広場を整備する。 | | | |

33 河川・水辺

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|---------------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 親しみのある水辺空間の創造 | | |
| | 小分類 | 河川や三番瀬の水辺における自然と触れ合える場の創造 | | |
| 事業名 (所管) | 三番瀬の保全・再生 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 水辺に近づくことができる干潟のような空間を創造するなど、市民が身近に自然と触れ合い、憩いとやすらぎが得られる場の確保を求め、県への働きかけを行う。 | | | |

34 地球環境

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地球温暖化への対応 | | |
| | 小分類 | 温室効果ガスの排出抑制 | | |
| 事業名 (所管) | 47 地球温暖化対策推進事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 環境部環境政策課 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく二酸化炭素の削減目標を達成するため、市民、事業者、市等の協働による取り組みを行う。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | ○市民、事業者、市民団体、関係機関等と連携した取り組みを実施 ・緑のカーテンの普及推進 ・エコドライブの普及 ・クールアースいちかわ ・環境フェア ・保育園・小学校等での環境学習の推進 ・省エネ・節電行動の普及推進 | ○市民、事業者、市民団体、関係機関等と連携した取り組みを実施 ・緑のカーテンの普及推進 ・エコドライブの普及 ・クールアースいちかわ ・環境フェア ・保育園・小学校等での環境学習の推進 ・省エネ・節電行動の普及推進 | ○市民、事業者、市民団体、関係機関等と連携した取り組みを実施 ・緑のカーテンの普及推進 ・エコドライブの普及 ・クールアースいちかわ ・環境フェア ・保育園・小学校等での環境学習の推進 ・省エネ・節電行動の普及推進 | |
| 事業費(千円) | | 3,000 | 3,500 | 3,500 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 600 | 0 | 0 |
| (財源内訳) | 一般財源 | 2,400 | 3,500 | 3,500 |
| 数値目標 | 啓発事業への参加者数（年間・延べ） | | | |
| | | 22,000人 | 22,000人 | 22,000人 |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---------------------------------------|--|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 地球温暖化への対応 | | |
| | 小分類 | 新エネルギー利用の推進 | | |
| 事業名 (所管) | スマートハウス普及促進事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | 市民が住宅に設置する省エネルギー設備等に対し、その設置費の一部を助成する。 | | | |
| | | 環境部環境政策課 | | |

35 生活環境

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|--|--|--------------|
| 分類 | 中分類 | 身近な環境の保全 | | |
| | 小分類 | 大気環境の保全 | | |
| 事業名 (所管) | 48 大気汚染対策事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 大気環境を保全するために、大気汚染自動測定機を計画的に整備し、大気環境の常時監視を行う。また、大気汚染防止法および市川市環境保全条例に基づき事業者に対する規制等を行うことで、大気汚染の防止に努める。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した大気汚染自動測定機の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素自動測定機 3 台 (行徳局、市川局、新設局) ・風向・風速計 2 台 (新田局、行徳駅前局) ○大気環境常時監視測定局の新規設置 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス測定局を若宮局から新設局(外かん道路京葉ジャンクション付近)へ移設 ・微小粒子状物質自動測定機 1 台新規購入 ○大気汚染状況の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・測定機 36 台 (測定局 8 局) ・大気環境常時監視テレメータシステムによる監視 ○測定機保守委託、調査・分析委託等 (6 業務) | <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した大気汚染自動測定機の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物自動測定機 1 台 (二俣局) ・微小粒子状物質自動測定機 3 台 (本八幡局、大野局、行徳局) ・風向・風速計 1 台 (二俣局) ○大気汚染状況の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・測定機 37 台 (測定局 8 局) ・大気環境常時監視テレメータシステムによる監視 ○測定機保守委託、調査・分析委託等 (6 業務) | <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した大気汚染自動測定機の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物自動測定機 3 台 (新田局、市川局、新設局) ・風向・風速計 2 台 (本八幡局、大野局) ・気象計 (日射計、雨量計検定) 各 1 台 (本八幡局) ○大気汚染状況の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・測定機 37 台 (測定局 8 局) ・大気環境常時監視テレメータシステムによる監視 ○測定機保守委託、調査・分析委託等 (6 業務) | |
| 事業費(千円) | 55,784 | 49,182 | 42,995 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 60 | 60 | 60 |
| | 一般財源 | 55,724 | 49,122 | 42,935 |
| 数値目標 | 大気汚染自動測定機整備 (設置・更新) 件数 (年間) | | | |
| | 6 台 | 5 台 | 6 台 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|----------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 身近な環境の保全 | | |
| | 小分類 | 水環境の保全 | | |
| 事業名 (所管) | 水質汚濁防止対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 水質汚濁の防止を図るため、公共用水域および地下水の監視並びに事業者への規制等を行う。 環境部環境保全課 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持 | | |
| | 小分類 | 市民一人ひとりのルールの確立 | | |
| 事業名 (所管) | 市民マナー条例推進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 健康と安全で清潔な生活環境の実現を図るため、路上喫煙等の条例違反者に対する過料徴収や注意・指導を実施するほか、条例周知のための表示物の設置や啓発活動を行う。 市民部市民安全課 | | | |

36 資源循環型社会

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|---|---|--------------|
| 分類 | 中分類 | 3 R の推進 | | |
| | 小分類 | 廃棄物の発生の抑制 | | |
| 事業名 (所管) | 49 ごみ発生抑制等啓発事業 | 重点 | 制度区分 | 法定事業 (任意) |
| 事業概要 | ごみの発生抑制を図るため、ごみの減量と資源物の分別の視点から、市民に対し紙媒体や I T などを活用した情報提供を行うとともに、各地域での説明会の開催や市民が集うイベントでの啓発活動を実施する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○紙媒体による啓発 ・資源物とごみの分別ガイドブック ・資源物とごみの分け方出し方リーフレット ・じゅんかんニュース ・小学生用副教材「ごみ探偵団が行く！」 ○ I T による啓発 ・ごみ分別アプリ ・市ホームページ ○イベント等による啓発 ・出前説明会 ・3 R 推進月間 ・環境フェア ・市民まつり | <ul style="list-style-type: none"> ○紙媒体による啓発 ・資源物とごみの分別ガイドブック ・資源物とごみの分け方出し方リーフレット ・じゅんかんニュース ・小学生用副教材「ごみ探偵団が行く！」 ○ I T による啓発 ・ごみ分別アプリ ・市ホームページ ○イベント等による啓発 ・出前説明会 ・3 R 推進月間 ・環境フェア ・市民まつり | <ul style="list-style-type: none"> ○紙媒体による啓発 ・資源物とごみの分別ガイドブック ・資源物とごみの分け方出し方リーフレット ・じゅんかんニュース ・小学生用副教材「ごみ探偵団が行く！」 ○ I T による啓発 ・ごみ分別アプリ ・市ホームページ ○イベント等による啓発 ・出前説明会 ・3 R 推進月間 ・環境フェア ・市民まつり | |
| 事業費(千円) | 5,532 | 5,532 | 5,532 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 475 | 475 | 475 |
| | 一般財源 | 5,057 | 5,057 | 5,057 |
| 数値目標 | 出前説明会の参加者数※ (年間・延べ) | | | |
| | ※自治会、サロン等、保育園、幼稚園、小学校で開催する説明会の参加者数 | | | |
| | 1,300 人 | 1,300 人 | 1,300 人 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------|------|------------------------|
| 分類 | 中分類 | 3 R の推進 | | |
| | 小分類 | 資源の循環的利用の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 循環的利用推進事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) 法定事業 (任意) |
| | 清掃部循環型社会推進課、清掃事業課 | | | |
| 事業概要 | 市川市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (いちかわじゅんかんプラン 2 1) に基づき、資源の循環的な利用を推進するため、資源物とごみの分別収集に取り組むほか、各種啓発活動を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-------------|------|------------------------|
| 分類 | 中分類 | 廃棄物の適正処理の推進 | | |
| | 小分類 | 廃棄物の適正排出の確保 | | |
| 事業名 (所管) | ごみ収集運搬及び不適正排出対策事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) 法定事業 (任意) |
| | 清掃部清掃事業課 | | | |
| 事業概要 | 資源物とごみの 1 2 分別により適正に排出された一般廃棄物の収集運搬を行うとともに、不適正に排出されたものは、収集しないなどの措置を取り、排出者等に啓発・指導を行う。 | | | |

基本目標 5 市民と行政がともに築くまち

37 協働・市民参加

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 協働によるまちづくりの推進 | | |
| | 小分類 | 多様な主体の連携の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 大学との連携（包括協定推進事業） | 基礎的 企画部企画課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 大学と行政の双方が持つ資源を相互に活用し、地域貢献を目的とした連携事業等を推進する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|-----------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民参加の推進 | | |
| | 小分類 | 市政への参加の機会の提供 | | |
| 事業名 (所管) | e-モニター制度運営事業 | 基礎的 企画部広報広聴課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市民等の意見を市政に反映させるため、各所管課が作成したアンケートをe-モニター制度の登録者へ電子メールで配信する。また、その回答を所管課が活用するために集計等を行うシステムの管理・運営を行う。 | | | |

38 情報の発信・提供

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民と行政の情報の共有化 | | |
| | 小分類 | 広報活動の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 50 シティセールス事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 本市が実施する取り組みや魅力を市内外に発信するシティセールスを実施する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <p>○事業・取り組みの PR の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の広告媒体を活用した PR の実施 <p>○コンテンツの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式シティセールスガイドブックの制作 ・公式シティセールスプロモーションビデオの制作 | <p>○事業・取り組みの PR の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の広告媒体を活用した PR の実施 | <p>○事業・取り組みの PR の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の広告媒体を活用した PR の実施 | |
| 事業費(千円) | 29,200 | 2,212 | 2,212 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 29,200 | 2,212 | 2,212 |
| 数値目標 | 実施件数 (PR 実施事業の件数等) | | | |
| | 1 件 | 1 件 | 1 件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民と行政の情報の共有化 | | |
| | 小分類 | 広報活動の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 広報紙発行事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 企画部広報広聴課 月2回の「広報いちかわ」の発行では、市民と市が目的を共有し市民参加が図られるよう、タイムリーな情報提供とわかりやすい紙面づくりを行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民と行政の情報の共有化 | | |
| | 小分類 | 広報活動の充実 | | |
| 事業名 (所管) | SNS 活用事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 企画部広報広聴課 ソーシャルメディアを活用し、行政情報だけにとどまらず、幅広いジャンルでの街の魅力発信を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 公文書の正確迅速な取り扱い | | |
| | 小分類 | 公文書の適正な管理 | | |
| 事業名 (所管) | 保存文書整備事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 総務部総務課 公文書の適正で効率的な管理を図るため、検索データの作成、文書及びマイクロフィルム等の保管を行う。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 情報公開の一層の推進 | | |
| | 小分類 | 情報公開制度の適正な運用 | | |
| 事業名 (所管) | 情報公開・個人情報保護事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 総務部総務課 情報公開の一層の推進と個人情報の適切な保護を図るため、公文書公開審査会、個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会を開催するとともに、市政情報センター等の資料の整備を進める。 | | | |

39 地域コミュニティ・市民活動

▷▷▷重点事業

| | | | | |
|---------------|---|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 地域コミュニティの活性化 | | |
| | 小分類 | 自治会活動への支援 | | |
| 事業名 (所管) | 51 自治会総合支援事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 自治会の総合支援として加入促進・PR活動を行うとともに、集会施設の整備を支援するため、自治会の要望に応じて整備や用地借上げ費用等の一部を補助する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○加入促進・活動支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進グッズの配布 ・自治会PR用DVDの作成 ・地域活動育成塾の開催 ○PR活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会新規加入者募集ポスターの作成・掲示 ○自治会等集会施設整備事業等補助金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設新築事業 (補助率3/4、上限額1,500万円) ・集会施設用地購入事業 (補助率3/4、上限額1,000万円) ・集会施設用地借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設改修等事業 (補助率1/2、上限額500万円(増築・改築・耐震補強)、100万円(改修)) | <ul style="list-style-type: none"> ○加入促進・活動支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進グッズの配布 ・地域活動育成塾の開催 ○PR活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会新規加入者募集ポスターの作成・掲示 ○自治会等集会施設整備事業等補助金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設新築事業 (補助率3/4、上限額1,500万円) ・集会施設用地購入事業 (補助率3/4、上限額1,000万円) ・集会施設用地借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設改修等事業 (補助率1/2、上限額500万円(増築・改築・耐震補強)、100万円(改修)) | <ul style="list-style-type: none"> ○加入促進・活動支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進グッズの配布 ・地域活動育成塾の開催 ○PR活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会新規加入者募集ポスターの作成・掲示 ○自治会等集会施設整備事業等補助金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設新築事業 (補助率3/4、上限額1,500万円) ・集会施設用地購入事業 (補助率3/4、上限額1,000万円) ・集会施設用地借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設借上事業 (補助率1/2、月額2万円(共有月額3万円)) ・集会施設改修等事業 (補助率1/2、上限額500万円(増築・改築・耐震補強)、100万円(改修)) | |
| 事業費(千円) | 36,306 | 36,109 | 36,109 | |
| (財源内訳) | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 36,306 | 36,109 | 36,109 |
| 数値目標 | 地域活動育成塾の参加者数(年間・実) | | | |
| | 100人 | 100人 | 100人 | |

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生 | | |
| | 小分類 | 市民活動への支援 | | |
| 事業名 (所管) | 52 いちかわ市民活動サポート事業 | 重点 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 市内で公共性の高い活動を行っている団体の事業に対し、補助金を交付する。また、個人、企業から寄附を募り、基金を設置し、積立額から市民活動団体へのサポートと個人ボランティア活動促進のためのサポートを実施する。 | | | |
| 年度ごとの 事業内容 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体事業補助金の交付 ・市内で公共性の高い活動や社会貢献の活動を行っている団体の事業に対し、補助金を交付（事業費の 1/2 まで、上限額 30 万円（同一事業の場合は 4 年目以降は 15 万円）） ○市民活動総合支援基金の設置 ・個人、企業から寄附を募り、基金を設置し、寄付の積立額から市民活動団体へのサポートと個人ボランティア活動促進のためのサポートを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体事業補助金の交付 ・市内で公共性の高い活動や社会貢献の活動を行っている団体の事業に対し、補助金を交付（事業費の 1/2 まで、上限額 30 万円（同一事業の場合は 4 年目以降は 15 万円）） ○市民活動総合支援基金の設置 ・個人、企業から寄附を募り、基金を設置し、寄付の積立額から市民活動団体へのサポートと個人ボランティア活動促進のためのサポートを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体事業補助金の交付 ・市内で公共性の高い活動や社会貢献の活動を行っている団体の事業に対し、補助金を交付（事業費の 1/2 まで、上限額 30 万円（同一事業の場合は 4 年目以降は 15 万円）） ○市民活動総合支援基金の設置 ・個人、企業から寄附を募り、基金を設置し、寄付の積立額から市民活動団体へのサポートと個人ボランティア活動促進のためのサポートを実施 | |
| (財源内訳) | 事業費(千円) | 21,812 | 21,023 | 17,554 |
| | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| | 市債 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 1,649 | 1,500 | 1,500 |
| 一般財源 | 20,163 | 19,523 | 16,054 | |
| 数値目標 | 市民活動団体事業補助金支給件数（年間・実） | | | |
| | 125 件 | 125 件 | 105 件 | |

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|--|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生 | | |
| | 小分類 | 市民活動への支援 | | |
| 事業名 (所管) | ボランティア活動等支援事業 | <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基礎的</div> | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | ボランティア活動を促進するために、ボランティア体験イベント等を掲載した情報誌の発行を行う。 | | | |

40 政策展開

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 法務能力の向上 | | |
| | 小分類 | 法令等の解釈、運用に関する相談等の実施 | | |
| 事業名 (所管) | 職員への法務情報の発信 | 基礎的 総務部法務課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 職員に対し、他の自治体の先進的な条例や裁判の判決、法律等の改正等の情報発信を行う。 | | | |

41 行政体制

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|----------------------------|---------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 適正な人事管理 | | |
| | 小分類 | 職員の育成 | | |
| 事業名 (所管) | 職員研修の実施 | 基礎的 総務部人事課 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | 職員の資質や能力を向上させるための研修等を実施する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 定員の適正化 | | |
| | 小分類 | 多様な雇用形態・アウトソーシングの推進 | | |
| 事業名 (所管) | 行財政改革の推進 | 基礎的 企画部行財政改革推進課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 行財政改革大綱アクションプランに基づき、アウトソースの活用や定員適正化等の推進を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 民間活力の活用 | | |
| | 小分類 | PPPの推進 | | |
| 事業名 (所管) | 公共施設の整備・運営に関する PPP の推進 | 基礎的 企画部行財政改革推進課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 公共施設の整備や運営に対する PPP（公民連携）手法の活用を推進することで、市民サービスの向上や財政負担の軽減等を図る。 | | | |

42 窓口・相談機能

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|----------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 市民相談機能の充実 | | |
| | 小分類 | 市民の目線に立った相談の充実 | | |
| 事業名 (所管) | 総合市民相談事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| | | 市民部総合市民相談課 | | |
| 事業概要 | 市民目線に立った相談の充実を図るため、市民相談員及び弁護士等の専門家による相談を実施する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--------------------------------|-----------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 窓口サービスの充実 | | |
| | 小分類 | 窓口の利便性の向上 | | |
| 事業名 (所管) | パスポート発給事業 | 基礎的 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| | | 市民部市民課 | | |
| 事業概要 | 市川市パスポートセンターでパスポートの申請および交付を行う。 | | | |

43 財政運営

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|-------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 自主財源の充実・確保 | | |
| | 小分類 | 税財源の確保 | | |
| 事業名 (所管) | 納税環境整備事業 | 基礎的 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| | | 財政部納税・債権管理課 | | |
| 事業概要 | 納税者の利便性の向上を図るため、マルチペイメントネットワークを活用し、コンビニエンスストア、クレジットカードなどでの納税や口座振替を実施する。 | | | |

44 広域行政

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|--|---------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 広域行政の推進 | | |
| | 小分類 | 近隣自治体等との連携の推進 | | |
| 事業名 (所管) | 広域行政推進事業 | 基礎的 企画部企画課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 近隣自治体等との連携の推進を図るため、情報交換や共通課題の解決に向けた調査・研究などを行う。 | | | |

45 情報化

▷▷▷基礎的事業

| | | | | |
|-------------|---|----------------|------|--------------|
| 分類 | 中分類 | 電子行政サービスの刷新と拡充 | | |
| | 小分類 | 行政手続きの簡素化・効率化 | | |
| 事業名 (所管) | 個人番号カード普及事業 | 基礎的 市民部市民課 | 制度区分 | 法定事業 (義務) |
| 事業概要 | マイナンバー制度が開始されたことに伴い、個人番号通知カードおよび個人番号カードを交付する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|----------------------------|---------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | ICTを活かした行政事務の効率化の推進 | | |
| | 小分類 | 情報システムの調達の適正化 | | |
| 事業名 (所管) | 情報システム運用管理事業 | 基礎的 企画部情報システム課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 情報システム及び情報システム機器等の安定運用を図る。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---------------------------------|-----------------------|------|--------|
| 分類 | 中分類 | 情報システムの安全性の強化 | | |
| | 小分類 | 情報セキュリティマネジメントシステムの強化 | | |
| 事業名 (所管) | 情報セキュリティ強化対策事業 | 基礎的 企画部情報システム課 | 制度区分 | 市単独事業等 |
| 事業概要 | 個人情報の流出などに対処するための情報セキュリティを強化する。 | | | |

3 第三次実施計画の進め方

1. 実施計画の進行管理について

実施計画の進行管理として、毎年度、進行状況の点検と必要に応じた見直しを行うことで、計画の実行性を高めていきます。

(1) 実施計画の実施状況の点検

実施計画については、以下の項目により毎年度の点検を行い、進行状況を把握します。

- ① 重点事業ごとの『計画事業費』と『予算額』の比較
- ② 重点事業ごとの『計画事業費』と『決算額』および数値目標の『計画値』と『実績値』の比較
- ③ ①および②について、基本構想に掲げる『5つの基本目標』および『19の施策の方向』並びに第二次基本計画に掲げる『45の施策の大分類』ごとの合計額の比較

(2) 実施計画の見直し

実施計画では、実施状況の点検結果を毎年度、『市川市総合計画審議会』へ報告し、意見を伺いながら、必要に応じて重点事業の計画内容、事業費、数値目標等について、見直しを行います。

2. 実施計画および実施計画期間における基本計画の評価について

(1) 実施計画評価

実施計画については、進行管理を行うとともに、その結果をまとめた自己評価（庁内で行う評価作業）により、評価を行います。なお、評価結果については、『第三次実施計画 実績報告書』としてまとめます。

① 評価時期

計画期間の最終年度に評価を行います。

② 評価方法

実施計画の評価は、重点事業ごとの数値目標の『計画値』と『実績値』を比較し、その結果をA～Dの4段階で表記します。

$$\text{数値目標比較} = \frac{\text{実績の数値}}{\text{計画数値目標}} \times 100 \text{ (点)} \quad ※1$$

※1 小数点第一位を四捨五入

| 4段階評価の表記 | 数値目標比較 |
|--------------|-------------|
| A (十分達成できた) | 90点以上 |
| B (概ね達成できた) | 90点未満 80点以上 |
| C (やや不十分だった) | 80点未満 70点以上 |
| D (不十分だった) | 70点未満 |

(2) 基本計画評価

基本計画については、実施計画の評価結果を踏まえた市民意向調査を行うとともに、市川市総合計画審議会の意見を伺うことで、実施計画最終年度時点における状況を把握し、評価を行います。

この評価結果については、次期計画策定のための基礎資料とすることを目的に、『第三次実施計画 総合評価書』としてまとめます。

① 評価時期

計画期間の最終年度に評価を行います。

② 評価方法

基本計画の評価は、以下の2つの評価方法で実施し、『5つの基本目標』について、第三次実施計画の計画期間における評価としてまとめます。

ア) 市民意向調査

『第三次実施計画 実績報告書』をまとめたものを同封して市民意向調査を行い、第二次基本計画に掲げた45の施策の大分類ごとに、第三次実施計画最終年度時点における施策の満足度を把握します。

イ) 市川市総合計画審議会による意見

市川市総合計画審議会に、実績報告書および市民意向調査結果をまとめた『第三次実施計画 総合評価書』を諮り、総合評価書に総合計画審議会の意見を付します。

1. 市川市総合計画審議会条例

昭和 50 年 12 月 26 日

条例第 49 号

市川市総合開発審議会条例の全部を改正する条例を次のように定める。

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 2 条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、非常勤の委員 22 名で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6 名
- (2) 学識経験者 6 名
- (3) 市民の代表者 6 名
- (4) 関係機関の職員 4 名

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第 7 条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(昭 53 条例 30・平 11 条例 4・平 14 条例 1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第 9 条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 10 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2. 市川市総合計画審議会委員名簿

| 区分 | 委員名 | 所属団体 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 学識経験者 | 内山 久雄 | 東京理科大学 教授 |
| | 潟山 英清 | 京葉瓦斯株式会社 取締役社長 |
| | 佐久間 文明 (H28. 4. 1 まで) | 市川健康福祉センター センター長 |
| | 児玉 賀洋子 (H28. 7. 22 から) | 市川健康福祉センター センター長 |
| | 瀧上 信光 | 千葉商科大学 副学長 |
| | 中島 明子 | 和洋女子大学 教授・地域連携センター長 |
| | 松永 哲也 | 株式会社ちばぎん総合研究所 専務取締役 |
| 市民の代表 | 天野 敏男 | 特定非営利活動法人市川市ボランティア協会 会長 |
| | 川口 学 | 市川こども子育て支援施設協会 副会長 |
| | 田中 貴幸 (H28. 9. 30 まで) | 連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 副代表幹事 |
| | 若菜 泰裕 (H28. 10. 28 から) | 連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 事務局長 |
| | 富田 勇人 (H28. 5. 20 まで) | 市川市 P T A 連絡協議会 副会長 |
| | 立原 充彦 (H28. 7. 22 から) | 市川市 P T A 連絡協議会 会長 |
| | 能村 研三 | 市川市芸術文化団体協議会 会長 |
| | 箕輪 一男 (H28. 5. 20 まで) | 市川市自治会連合協議会 会長 |
| 滝沢 晶次 (H28. 7. 22 から) | 市川市自治会連合協議会 会長 | |
| 関係機関の職員 | 久保田 優 | 市川市農業協同組合 常勤監事 |
| | 芹澤 弘之 | 京成電鉄株式会社 取締役 |
| | 富田 嘉敬 | 市川商工会議所 会員 |
| | 金田 新一 | 市川警察署 地域交通官 |
| 市議会議員 | 秋本 のり子 | 市議会議員 (無所属の会) |
| | 石原 みさ子 | 市議会議員 (清風会) |
| | 金子 貞作 | 市議会議員 (日本共産党) |
| | 佐藤 ゆきのり | 市議会議員 (自由民主党) |
| | 松永 鉄兵 | 市議会議員 (創生市川第 3) |
| | 西牟田 勲 | 市議会議員 (民進・連合・社民) |

3. 市川市総合計画審議会 開催状況

| | 開催日 | 審議内容 |
|------|-------------|---|
| 27年度 | 平成28年3月28日 | 平成28年度 第5回市川市総合計画審議会 ○諮問「第三次実施計画の策定について」 ○第二次実施計画(平成28年度当初予算)の進捗状況について(報告) |
| 28年度 | 平成28年7月22日 | 平成29年度 第1回市川市総合計画審議会 ○第二次実施計画の実績報告について ○第三次実施計画の策定について ○第二次実施計画の評価にともなう市民意向調査の実施について |
| | 平成28年10月28日 | 平成29年度 第2回市川市総合計画審議会 ○第二次実施計画 総合評価書(案)について ○第三次実施計画 事業(案)について |
| | 平成28年12月20日 | 平成29年度 第3回市川市総合計画審議会 ○第三次実施計画(案)について |
| | 平成29年2月3日 | 平成29年度 第4回市川市総合計画審議会 ○答申(案)について |
| | 平成29年2月13日 | 答申 ○「第三次実施計画の策定」について、市川市総合計画審議会から市長へ答申 |

4. 基本構想および第二次基本計画の概要

1 まちづくりの基本理念（基本構想）

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。豊かさの受け止め方はさまざまですが、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

2 将来都市像（基本構想）

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

3 まちづくりの基本目標・施策の方向（基本構想）と施策体系（基本計画）

■基本目標1 真の豊かさを感じるまち

私たちは、人生のどの時代においても、誰もが夢と活力に満ちた真の豊かさを実感できるようなまちをつくりたい。

誰もが幸せな人生のために、自由に夢を描き、その実現を強く望んでいます。夢の実現には、私たち一人ひとりの努力が必要です。また、それぞれの目標に応じて、幅広い可能性の中から自分の意思で進む方向を自由に選択できる社会をつくることも必要です。

このため、すべての人々が生涯を通して、いつでもどこでも学びたいときに学ぶこと、仕事や地域活動と子育てを両立できること、産業活動が活発で雇用が安定するとともに、新しいビジネスに挑戦しやすい環境とすることなど、夢の実現に向けたさまざまな取り組みを進めなければなりません。

さらに、社会全体でお互いを支え合う仕組みが用意されているなら、誰もが安心して夢の実現に向けて挑戦することができると思います。

安心して生活を送るには、万一のときに介護や医療などの心配がないこと、心が通いお互いを支え合う地域社会をつくることなどが重要です。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業などがそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、子どもから高齢者までが一緒に暮らすことは、世代間の対話、連携、助け合いを生み、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このような多世代が融合し、支え合い高め合うことのできる地域社会の実現に努めます。

これらの取り組みを通して、誰もが人生のすべての時代に、夢を描き心豊かに生きることのできるまちをつくりたい。そして、市川で暮らし、育った人々が「ふるさと」として誇りに思い、心に残るまちを目指します。

施策の方向1 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくりたい

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------|---------------------------|---|
| 1 保健・医療 | 地域における医療環境の充実 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な医療の確保 ・疾病予防、健康管理の推進 ・健康への習慣づくりの推進 ・健康への悪影響の理解向上 |
| | 公衆衛生の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防 ・壺園の管理・整備 |
| 2 子育て | 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利保障のための取り組みの充実 ・虐待防止・対応のための取り組みの充実 ・ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 ・発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 |
| | 地域における子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のための保育サービスの充実 ・多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ・地域の子育て力向上のための支援の充実 ・子育て相談・情報提供の充実 ・経済支援の充実 |
| 3 地域福祉 | 支え合い社会への意識変革 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の意識改革 ・情報の提供と啓発 |
| | 地域への参加と交流の体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・交流の場づくり ・身近な支援体制づくり ・地域の緊急支援体制づくり |
| | 地域の安心と信頼の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の仕組みづくり ・公的なサービスの質の向上 ・社会的弱者の権利の擁護 |

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------------|---------------------|--|
| 4 障害者福祉 | 社会参加の促進 生活支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 ・福祉サービスの充実 ・コミュニケーションの支援・移動サービスの充実 ・相談機能・情報提供の充実 ・権利擁護 |
| | 医療・リハビリテーションの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の充実 ・リハビリテーション機能の充実 |
| | 地域の理解・支援の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・理解の促進 ・交流の機会・場づくり ・ネットワークの形成 |
| 5 高齢者福祉 | 介護予防と生きがいの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の充実 ・学習活動・社会参加の推進 ・就労支援の推進 |
| | 介護サービス及び生活支援サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の充実と質の向上 ・在宅支援サービスの充実 ・高齢者世帯(ひとり暮らし・認知症等)対策の推進 ・相談窓口の充実 |
| 6 社会保障・住まい | 安心して暮らせる社会保障の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の啓発 ・国民健康保険の健全な運営 ・生活困窮者・不安定居住者等への支援と自立の促進 |
| | 住まいの安心・安全への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の維持管理 ・高齢者等への住宅環境の整備 |
| 7 スポーツ | スポーツ環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを行う場づくり ・スポーツを支える人材育成、人材確保 ・スポーツに関する情報の提供 |

施策の方向2 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|----------|-----------------------------|---|
| 8 子どもの教育 | 子どもの育成 (子どもの姿) | <ul style="list-style-type: none"> ・自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する ・健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する ・社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む ・日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む |
| | 家庭・学校・地域の連携 (家庭・学校・地域の姿) | <ul style="list-style-type: none"> ・家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の充実に目指す ・子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人ひとりの夢を育む学校の教育力の向上を目指す ・人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指す ・家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す |
| | 教育環境の整備・充実 (市川の教育の姿) | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育を推進するための環境を整える ・一人ひとりに応じた教育的支援を推進する ・安全・安心で充実した教育環境を実現する ・責任ある教育行政を確立する |

施策の方向3 生きがいを見いだし、いきいきとした生涯学習社会をつくりま

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|--------|----------------------|---|
| 9 生涯学習 | 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実 ・図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の推進 ・公民館を活用した地域の学習拠点づくり ・文化財の保護と活用 |

施策の方向4 誰もが安心して働くことができる環境をつくりま

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|----------|--------------------|--|
| 10 雇用・労働 | 就労の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・就労機会の拡充 |
| | 労働環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉の増進 |
| 11 消費生活 | 自立して、考え、行動する消費者の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への啓発、情報提供 ・消費者教育、学習機会の提供 ・消費者団体への支援 ・関係機関と連携した推進体制の充実 |
| | 消費者被害の救済 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・相談窓口等の周知 ・相談員の資質の向上 |

施策の方向5 人権を尊重し、世界平和に貢献します

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-----------|------------------|---|
| 人権・男女共同参画 | 人権尊重社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 ・相談・救済・支援体制の充実 |
| | 男女共同参画社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の意識づくりと教育の推進 ・自立・参画を育む環境の整備 ・あらゆる分野への男女共同参画の促進 |
| 平和 | 平和意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ・平和啓発活動の推進 |
| | 国際平和のための活動の促進と支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動の促進、支援 ・市民活動の促進、支援 |

■基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

私たちは、日々の暮らしの中に「ゆとり」、「やすらぎ」、「楽しみ」、「遊び」などを求めます。そして、それらを生み出すため、暮らしの中に彩りのある文化と芸術を育みます。

市川の文化は、万葉の歌などに象徴される歴史文化や、市川にゆかりのある多くの芸術家、文化人の活動などにより広く知られてきました。これらを、市民生活に活かすとともに、市川の個性として外に向かって発信し、交流を深めるなど、まちづくりに活用していく必要があります。

一方、このような市川固有の文化的資産に加え、地域の人々の生き方、暮らし方から生まれ、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」といえるものがあります。

まちの文化とは、身近な芸術・文化活動や私たち一人ひとりの価値観、生活様式から、市民活動までも含めた暮らし方すべてを幅広く文化として捉えるものです。

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、この「まちの文化」が人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。そして、これを高めることは私たちの暮らしの中の豊かさを高めることにつながります。

このため、身近な芸術・文化活動、生涯学習活動や公共心を持って、地域に貢献する活動を活発化させるなど、多くの人々が参加して、お互いの生活に潤いをもたらす地域づくりが必要です。さらに、これらの活動を担う人材を育成し、地域に根づかせていく必要があります。また、国際化の進展によるさまざまな交流の中で、新しい文化の創造にも努めなければなりません。

このようにして私たちは、「まちの文化」と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、響き合う彩り豊かな市川の文化を育み、交流と活気が生まれるまちをつくります。

施策の方向1 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-------|----------------|---|
| 芸術・文化 | 豊かな心を育む文化活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化事業と学校教育との連携の強化 ・芸術・文化事業の振興と文化施設の整備・充実 ・市民・事業者・各種団体との連携の拡大 ・文化振興に係る人材の育成・確保 ・自主的な文化活動への支援体制の充実 |

施策の方向2 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-------|------------------|--|
| 文化的資産 | 地域を彩る文化的資産の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化的資産の保全・継承・活用とそのための人材育成 ・市民生活の中で文化的資産との係わりを強化 |

施策の方向3 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-------|------------------|---|
| 文化の創造 | 新たな「まちの文化」の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民納涼花火大会、市民まつりなどの継続と発展 ・市民参加の促進 |
| | 新たな文化的資源の創出と情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じて新たな文化的資源の創出 ・PRの積極的展開 |
| | 多文化共生のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業の推進 ・異文化交流事業の推進 |

第3章 安全で快適な魅力あるまち

私たちは、安全で快適な都市環境のもとで、人と人が交流する魅力に満ちたまちづくりを進めます。安全は安心して暮らすための必須の条件です。このためには、災害に強いまちをつくり、生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から人々を守り、環境に負荷をかけず、自然と調和したまちをつくらなければなりません。

また、これまでの機能性、効率性に加え、ゆとりや潤いといった快適性を重視したまちづくりが必要です。道や広場など都市の生活空間の質を高め、それぞれの地域や場所の特性を活かした魅力づくりを進めるとともに、事業活動が活発になるような都市環境づくりを目指します。

そして、生活を便利で広がりのあるものにしてくれる情報通信技術を、行政サービスやまちづくりに活かすことも欠かせません。

さらに、主要な道路や臨海部の整備などの機会を活かしながら、広域的な視点に立って、人にやさしい安全で快適な都市の整備を図ることも重要です。

快適で高水準の都市環境のもとには、多彩な人々が集まり、新たな都市活動を生み出す地域の力が芽生えます。そしてこの力により、市川の個性や機能が高められ、さらに人材が集まるようになります。この好ましい循環のなかで、未来を担う世代も育ちます。

このようにして、私たちは、快適な都市環境のもとで、市川ならではの地域の魅力により、人が集まり、育ち、自らの力で発展するまちをつくります。

施策の方向1 安全で安心して暮らせるまちをつくります

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------|--------------|--|
| 危機管理・消防 | 危機管理体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な減災対策の推進 ・自助・共助を基本とした地域防災力の向上 ・新たな感染症への対策の強化 ・国民保護計画等に基づく対策の強化 |
| | 消防力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防体制の充実 ・救急、救助体制の充実 ・予防体制の充実 |
| 治水 | 水害のないまち | <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修 ・雨水排除、雨水排水施設の整備 ・保水・遊水・貯留浸透機能の向上 |
| | 水害に対する意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害に対する情報の提供と意識の啓発 |
| 防犯 | 防犯まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯に係る情報共有と人材養成の推進 ・子どもたちを守るまちづくりの推進 ・安心して夜道を歩けるまちづくりの推進 ・住民による自主的な防犯活動の推進 ・防犯に配慮した住まいづくりの推進 |
| 交通安全 | 道路の安全性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の維持管理 ・橋梁の維持管理 ・交通安全施設等の整備と維持管理 ・道路の改良・拡幅 ・市民との協働による交通安全対策 |
| | 適切な自動車交通の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の安全対策 ・コミュニティ道路等の整備 |
| | 交通安全に関する意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する意識啓発 ・自転車安全利用の推進 |

施策の方向2 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------------|----------------------------|--|
| ユニバーサルデザイン | まちのユニバーサルデザイン化 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関のユニバーサルデザイン化の促進 歩行空間の連続的なユニバーサルデザイン化の推進 市街地開発事業等における面的な取り組みの推進 |
| | 公益施設のユニバーサルデザイン化 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設のユニバーサルデザイン化 多くの人が利用する民間の施設のユニバーサルデザイン化 |
| 道路・交通 | 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 | <ul style="list-style-type: none"> 道路整備・改良による自動車交通の円滑化 交通需要マネジメントの実施 都市計画道路の整備 |
| | 鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消 | <ul style="list-style-type: none"> 京成本線立体化等の推進 架橋の整備 |
| | 快適な歩行者自転車空間づくり | <ul style="list-style-type: none"> 自転車走行ネットワークの検討 放置自転車対策の推進 歩行者ネットワークの形成 電柱のない景観に配慮した歩行空間の形成 自動二輪車の駐車対策 |
| | 公共交通の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道網の充実化の検討 公共交通の利用促進 交通結節点の充実 |
| | 道路の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 道路境界の確認と道路管理 路線の認定、改廃、道路台帳の管理 |
| 下水道 | 水環境の良好な保全と整備 | <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質の保全 下水道処理区域の拡大 水洗化の促進 老朽化した施設の更新と適切な維持管理 悪質下水の規制及び指導 下水道料金の適正な徴収 下水道の役割についての啓発活動 雨水排除 |
| 住宅・住環境 | 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 | <ul style="list-style-type: none"> 質の高い住宅の供給の支援 分譲マンションの適切な維持管理の支援 地震・災害に強い住宅の供給、住環境の整備 |
| | 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現 | <ul style="list-style-type: none"> 良好な住宅環境の整備支援 市街地再開発・土地区画整理事業と連携したまちづくり |
| 公共施設 | 公共施設等の有効的、効率的な活用 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の計画的な維持管理 公共施設等の整備・再編 |

施策の方向3 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------|-------------------------|--|
| 土地利用 | 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 | <ul style="list-style-type: none"> 既存市街地の計画的な再整備 市民・事業者・行政が一体となったまちづくり |
| | 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 住工混在への課題対応 市街化調整区域における適切な土地利用 |
| | 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> 北部地域の土地利用 行徳臨海部のまちづくり |
| 景観 | 「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> 水と緑を生かした景観の保全と活用 身近な緑の保全と創出 歴史的風情を残すまち並みづくり 歴史的・文化的な建物等の維持、保全 |
| | まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮した公共空間づくり 建物等の色彩、デザインの向上 市民や地域が主体となる景観まちづくり 市民の景観に対する関心の醸成 |

施策の方向4 産業を振興し、活力あるまちをつくります

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------|---------------|---|
| 商工業 | 商工業の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある商店街づくりへの支援 経営基盤強化に向けた支援 起業の促進 企業誘致の促進及び既存企業の支援 |
| | 適正な計量の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 適正な計量のための検査、啓発活動の推進 |
| | 食品流通の円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> 地方卸売市場の運営 |
| 都市農業 | 環境に配慮した農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の推進 安全安心に配慮した農産物の生産の支援 |
| | 活力に満ちた農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 農業者等の育成・確保 農業経営等の支援 |
| | 市民に親しまれる農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 市民農園等の充実 |

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-----|-----------------------|--|
| 水産業 | 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁業環境の整備 ・経営改善の支援 ・付加価値を高めた商品提供への支援 |
| | 市民と共存する都市型水産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮でおいしい市川産の水産物の供給 ・親水空間の整備 ・水産業のPR活動の推進 |

第4章 人と自然が共生するまち

私たちは、快適で住み良い環境を目指して、その保全と創造に努め、自然と共生するまちを次世代に引き継いでいきます。

市川には、川や海、黒松や北部台地の緑など、心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。また、私たちの生活に欠かせないエネルギー資源も自然の恩恵に支えられています。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、地球規模での環境に深刻な影響を及ぼしています。

自然の循環は地球的な広がりを持ち、江戸川や真間川など身近にある川も、私たちの生活を支えながら東京湾へ、そして世界をつなぐ太平洋へと流れています。同様に、私たちの日常生活から発生する環境への負荷が、地域、都市と次第に大きな流れとなって地球環境にまで影響を及ぼしていきます。私たちは、このような循環という自然の摂理を理解し、一人ひとりの生活が地球環境問題と無縁でないことを自覚して、身近な地域で地球環境に配慮した取り組みを実践する必要があります。

そのため、省資源・循環型の社会を実現させるとともに、大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染などの防止や環境への負荷の軽減に努めなければなりません。

さらに、貴重な自然を大切に保全し、失われた自然をとりもどすことも重要です。北部を中心とした農地や東京湾の漁場も今や大切な都市の自然であり、このような自然を都市づくりに活かすとともに、身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備が必要です。

自然環境は、市川に生まれ育つ子どもたちが、未来をつくっていくための重要な土壌となります。私たちは、一人ひとりの自覚と実践により、かけがえのない自然を守り、自然と共生するまちをつくりまします。

施策の方向1 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくりまします

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-------|--------------------|--|
| 自然環境 | 生物多様性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の自然環境の実態把握 ・生物多様性地域戦略の策定 ・生物多様性の考え方を市の施策に反映 ・生物多様性の考え方の普及 |
| | 自然とふれあえる機会づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進 ・自然とのふれあいの機会の確保 |
| 公園・緑地 | 地域の緑の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の保全と活用 ・巨木・クロマツの保全 ・水循環の保全・形成 |
| | 魅力ある公園の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・魅力ある都市公園づくり |
| | 花と緑が豊かなまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・緑と花に対する関心の醸成 ・緑と花の組織(人)の育成 ・緑と花の活動への支援 ・花と緑が豊かな公共施設づくり ・花と緑が豊かな民有地づくり |
| | 水と緑のネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資産活用と健康増進の場の提供 |
| 河川・水辺 | 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・多自然の河川の整備、三番瀬の干潟化の推進 |
| | 親しみのある水辺空間の創造 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川や三番瀬の水辺における自然と触れ合える場の創造 |

施策の方向2 環境への負荷の少ないまちをつくりま

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------|---------------------|---|
| 地球環境 | 地球環境問題への理解と意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進 ・地球環境情報の提供 |
| | 地球温暖化への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・新エネルギー利用の推進 |
| 生活環境 | 身近な環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌環境の保全 ・騒音、振動及び悪臭の防止 ・化学物質の適正な管理 |
| | 市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保持に関する意識の啓発 ・市民一人ひとりのルール確立 ・市民・事業者の生活環境の保持に関する活動支援 |

施策の方向3 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくりま

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------|-------------|---|
| 資源循環型社会 | 3Rの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環的な利用の推進 |
| | 廃棄物の適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正排出の確保 ・廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理 ・廃棄物処理システムの効率化 |

第5章 市民と行政がともに築くまち

私たちは、豊かな未来を築くために市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

社会の発展とともに物の豊かさを手に入れることができるようになった今日、私たちは、自分の価値観に基づき、自分らしい生き方を追求するようにもなりました。しかし、その一方で社会に対する関心や責任感が薄らいでいくことのないようにすることも大切です。個人生活の充実が社会とともにあり、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるために、その役割をともに分かち合うことが必要です。

本来、まちづくりは社会全体の幸福を高めることが目標です。しかし、個人の価値観が多様化した今日では、社会全体の幸福への理解も一様ではなくなりました。地球環境問題や少子高齢社会への対応、地方分権の推進など、これからのまちづくりの課題を解決するためには、社会を構成するすべてのものが協働して取り組まなければなりません。

そのため、従来の市民と行政の関係を改めて見直し、新しい「対等と協力」の関係のもとで、よりよいまちづくりの方向を見極め、行動していくことが重要です。

市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を図っていきます。

これらの取り組みを通して、市川の豊かな未来のために、市民と行政が対等な関係で「ともに考え」、「ともに選び」、「ともに行動する」、市民と行政が協働するまちをつくりま。

施策の方向1 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくりま

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|----------|------------------------------|---|
| 協働・市民参加 | 協働によるまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働の仕組みづくりの推進 ・多様な主体の連携の推進 |
| | 市民参加の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加への意識の啓発 ・市政への参加の機会の提供 |
| 情報の発信・提供 | 市民と行政の情報の共有化 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の充実 |
| | 公文書の正確、迅速な取り扱い 情報公開の一層の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適正な管理 ・情報公開制度の適正な運用 ・市政情報センター等の資料及びその提供方法の充実 ・個人情報適切な保護 ・行政手続における審査基準等の整備、公表 |

施策の方向2 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------------|------------------------|--|
| 地域コミュニティ・市民活動 | 地域コミュニティの活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ意識の育成 ・自治会活動への支援 |
| | 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の参加意識の啓発 ・活動環境の整備 ・市民活動への支援 |

施策の方向3 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------|------------|--|
| 政策展開 | 情報の収集と整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・広聴の充実 ・統計の整備 |
| | 法務能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令、判例等の調査・研究 ・法制実務研修の実施 ・法令等の解釈、運用に関する相談等の実施 |
| | 施策の評価と反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の効果の把握と評価 ・施策の評価結果の反映 |
| 行政体制 | 適正な人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理制度の充実・給与水準の改善 ・職員の育成 |
| | 定員の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な雇用形態・アウトソーシングの推進 |
| | 民間活力の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の推進 |
| | 公正性、効率性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・公正な選挙等の実施 ・行政の効率性等の確保 |
| 窓口・相談機能 | 市民相談機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の目線に立った相談の充実 ・市民ニーズへの迅速かつ的確な対応 |
| | 窓口サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の接遇能力の向上 ・業務に対する専門能力の向上 ・窓口の利便性の向上 |
| 財政運営 | 財政健全化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の整理・合理化 ・地方債・債務負担行為の適正活用 ・財政調整基金等の確保 ・財務諸表の活用 ・公共調達の適正化 ・分かりやすい財政情報の公表・共有 ・公金の適切な管理 |
| | 自主財源の充実・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・税財源の確保 ・受益者負担の適正化 ・資産の有効活用 |
| 広域行政 | 広域行政の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体等との連携の推進 ・広域行政の調査・研究 ・市民への情報発信 |

施策の方向4 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-----|-----------------------|--|
| 情報化 | 電子行政サービスの刷新と拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの簡素化・効率化 ・行政間及び民間との連携強化 |
| | I C Tを活かした行政事務の効率化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの最適化の推進 ・情報システムの調達の適正化 |
| | 情報システムの安全性の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの強化 |

I & I プラン 21 市川市総合計画

市川市第二次基本計画

第三次実施計画

発行日 平成29年3月

企画・編集 市川市企画部企画課

発行者 市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111（代表）
